

1 学位授与事業 —学位授与機構の構想から現在まで—

六 車 正 章

平成3年7月に、我が国で、唯一、大学以外で学位を授与する機関として創設された学位授与機構は、平成4年度以降今日に至るまで延べ54,000人を超える申請者に対して学士・修士・博士の学位を授与してきた。当初、大学共同利用機関と同様な位置付けで東京工業大学長津田キャンパス（現すずかけ台キャンパス）内に設置されたが、その後、平成12年4月には大学評価・学位授与機構への改組に伴い筑波大学大塚地区に移転し、平成15年4月には本館新設に伴い小平地区（一橋大学国際キャンパス内）に移るとともに、平成16年4月からは独立行政法人となり、現在に至っている。

ここでは、学位授与機構設立の経緯とともに、発足から現在に至るまでの経緯を、学位授与事業関係部門が置かれた地区に合わせて、東京工業大学長津田キャンパス時代（平成3年7月～平成12年3月）、筑波大学大塚地区時代（平成12年4月～平成15年3月）及び現在の小平地区（平成15年4月～）の順に、学位授与事業の進展状況を中心に概観する。

第1章 学位授与機構設立の経緯

第1節 学位授与機関構想の萌芽

我が国で大学とは別個の学位授与機関の創設が初めて取り上げられたのは、内閣総理大臣の諮問機関であった臨時教育審議会の「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月23日）においてである。この答申では、高等教育の個性化・高度化を目指して、高等教育機関の多様な発展と高等教育機関間の連携を図るための方策として、「生涯学習体系への移行の観点からも、単位累積加算制度の導入を検討し、専修学校、教育訓練機関等一部の学校について、大学との単位互換、単位累積加算制度への参加の道を開くとともに、学位授与機関の創設について検討する」ことが提言された。つまり、単位累積加算制度の導入を視野に入れた上で、大学と大学以外の高等教育機関の間での単位互換制度を検討するとともに、大学や大学以外の高等教育機関で修得した単位の累積により大学の卒業資格を認定したり、大学院を置かない大学や大学以外の高等教育機関における学習や研究を評価して、それらの修了者に学士号を含む学位を授与するために、学位授与機関を創設することを検討するとされたものである。ここで、単位累積加算制度とは、「一つまたは複数の高等教育機関で随時必要な科目を履修し、修得した単位を累積して加算し、一定の条件を満たした場合に、学位が授与される制度」とされており、また、学部段階について「大学卒業の資格の認定」と述べているのは、この時点では、学士は大学の卒業生が称することができる称号であり、学位とは認められていなかったからである。

第2節 大学審議会における審議

その後、この学位授与機関創設の議論の場は、文部大臣の諮問機関である大学審議会に引き継がれ、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」の諮問（昭和62年10月29日）に対する「大学院制度の弾力化について」の答申（昭和63年12月19日）において、学位授与機関の在り方に関する検討や学部段階における単位累積加算制

度の検討との関連もあることから、大学院への単位累積加算制度の導入については、今後更に検討する必要がある課題であるとされた。

この答申を受けて、平成元年3月14日、文部大臣から大学審議会に対して、学位授与機関の創設について重点的な審議の要請がなされた。これを受けて、大学審議会は、「現行制度においては、大学卒業者の称号として位置付けられている学士について、諸外国と同様に学位に位置付ける」ことを前提として、また、「学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与することが国際的にも原則とされている」ことを基本として、大学院部会及び大学教育部会で調査研究に取り組むこととなった。両部会は、大学以外の高等教育機関で学位授与権を持たないポリテクニクなどで勉強している者に大学と同等の学位を与えるために設立された英国の全国学位授与評議会（The Council for National Academic Awards, CNAA）（ちなみに、CNAA そのものは、1992年の継続・高等教育法に基づき旧ポリテクニクが大学に昇格したことにより、同年に廃止されている。）をモデルとして参考にしながら、学位授与機関の必要性、役割、位置付け等に関して審議し、審議経過の概要を2度（平成元年7月27日及び平成2年7月30日）にわたって大学審議会総会に報告するとともに、国立大学協会、私立大学団体連合会等の大学関係団体からヒアリングを行うなどして更に審議を重ねた。

以上の結果、平成3年1月8日、「学位授与機関に関する大学教育部会・大学院部会合同報告」が大学審議会総会に報告され、大学審議会は、同年2月8日、「学位授与機関の創設について」の答申を行った。

この答申では、まず、学位授与機関の必要性について、生涯を通じての学習活動への関心・意欲の高まり等を踏まえ、大学におけるパートタイムでの学習や大学以外の高等教育段階の多様な学習の成果を適切に評価し、大学の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学士の学位を授与するという社会的な要請に的確に応えるためには、個々の大学による学士の学位の授与だけでは自ずから限界があり、国公私立の大学関係者の参画を得て、大学と同様に自主的な判断により学位を授与する独立の機関を創設する必要があるとしている。また、高等教育段階の教育施設のなかには、大学のほかにも大学・大学院と同等の水準の教育を組織的・体系的に行っているものがあり、これらの教育施設において組織的・体系的な教育を受けた者で、大学・大学院の修了者と同等の水準にあると認められるものについては、その履修の成果が社会的に適切に評価されるようにするため、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与し得るようになることが要請されている。しかしながら、これらの教育施設は大学とは趣旨、目的、使命を異にするものであり、大学による学位授与という原則を維持しつつ、このような要請に応じていく上でも、学位授与機関の創設が必要であるとしている。

次に、学位授与機関の役割について、広く単位の累積のみによる学士の学位授与のシステムを直ちに導入することについては、累積する単位の内容や学士の学位授与の要件等、なお慎重に検討を要する課題があると考えられることから、当面、現行制度を一步進め、大学等において相当まとまった教育を受けた者が、さらにパートタイムでの履修等により、一定の学習を体系的に積み重ね、大学の修了者と同等の水準にあると認められる場合に、学士の学位を授与する途を開くこととすることが適当であると考えられるとして、短期大学・高等専門学校の卒業者等で一定の要件を満たしたものに対する学士の学位の授与とともに、高等教育段階の学習機会に関する情報の提供を提言している。また、大学以外の教育施設のうち、大学・大学院と同等の水準の教育研究を実施していると認められる一定の要件を備える施設において、組織的・体系的な教育を受け、学位授与機関の定める条件を満たした者に対して、学位授与機関が、こ

これらの者からの申請に基づき、その水準に応じ、学士、修士、博士の学位を授与することを提言している。

最後に、学位授与機関の位置付け等について、学位授与機関は、国公立の大学関係者の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づき自律的に学位授与を行う、大学の延長線上の機関として、大学共同利用機関と同様の位置付けを行い、同様の運営の仕組みを設ける必要があることと、その組織編制等については、所要の専任の教員等を配置するとともに、専門分野ごとに専門委員会を設け、大学関係者が共同して適切な審査を行い、学位を授与する体制を整えることが必要であるとしている。

第3節 学位授与機関創設調査委員会における検討

一方、文部省は、上記の臨時教育審議会及び大学審議会での検討の動向を踏まえて、学位授与機関の具体的な構想の調査研究を進めるため、平成2年6月8日付けで文部大臣裁定により、「学位授与機関の創設調査組織要綱」を定めるとともに、創設調査に関する事務を処理するための「学位授与機関創設調査室」（室長：飯島宗一元名古屋大学長）及び組織編制、施設、設備その他の創設調査に関する重要事項を審議するための「学位授与機関創設調査委員会」（委員長：飯島宗一学位授与機関創設調査室長）を総合研究大学院大学に設置した。なお、当時、総合研究大学院大学は東京工業大学長津田キャンパス内に在り、また、創設調査室の事務室は文部省内に設置された。

学位授与機関創設調査委員会は、生涯学習等専門部会と課程認定・学位授与専門部会の2つの部会を設け、大学審議会の答申で提言された学位授与機関の業務内容について更に詳細な検討が行われた。生涯学習等専門部会の主な検討事項は、①短期大学・高等専門学校の卒業生等で一定の要件を満たしたものに対する学士の学位の授与の在り方、②高等教育レベルの学習成果の評価についての調査研究の在り方、③高等教育段階の学習機会に関する情報提供の在り方、また、課程認定・学位授与専門部会の主な検討事項は、①大学以外の高等教育施設に係る課程の指定の在り方、②指定した課程の修了者に対する学位授与の在り方、③学位授与水準を維持するための指定した課程に対する関与の在り方、であった。学位授与機関創設調査委員会は、これらの部会での検討結果を、平成3年2月「学位授与機構の構想の概要について」としてまとめた。

このまとめで初めて、学位授与機関の名称を「学位授与機構」とすることが提言され、学位授与機構の具体的な業務内容と運営方式が詳細にまとめられるとともに、学位授与機構の設置形態として、「高度の学識を有する国公立大学の教員等の参画を得て、大学関係者が共同して学位の授与の審査を行うという機関の性格にかんがみ、大学共同利用機関と同様の位置付けの独立した機関（国立）として設置する」ことが提言されている。平成3年7月に設置されることになる「学位授与機構」の業務と組織・運営は、ほぼこの構想どおりに実行されることになるが、短期大学・高等専門学校の卒業生等で学士の学位の取得を希望するものが、短期大学・高等専門学校の認定専攻科等において単位を修得しようとする場合、機構が単位修得状況を適切に把握し、円滑に学士の学位を授与し得るようになるため、学士の学位の取得を希望する者があらかじめ機構に申請し登録する仕組みを設けることが適当であるとする提言については、実現に至っていない。

第2章 学位授与機構の発足と学位授与事業の開始

〔東京工業大学長津田キャンパス時代：平成3年7月～平成12年3月〕

第1節 学位授与機構の発足

上述の検討を踏まえ、国立学校設置法及び学校教育法の一部を改正する法律（平成3年4月2日法律第25号）が公布され、その施行期日である平成3年7月1日に学位授与機構は発足した。設置場所は東京工業大学長津田キャンパス（現すずかけ台キャンパス）R1棟内で、初代機構長として、田中郁三元東京工業大学長が就任した。

学位授与機構の業務については、改正された国立学校設置法及び学校教育法に、大学審議会の答申に沿った内容で、次のように定められた。

第3章の5 学位授与機構

（学位授与機構）

第9条の4 学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。

- 1 学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること。
- 2 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 3 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

（国立学校設置法）

第5章 大学

第68条の2

③ 国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第3章の5に規定する学位授与機構は、文部大臣の定めるところにより、次の各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了したもの 学士、修士又は博士

（学校教育法）

また、国立学校設置法及び学校教育法の改正に合わせて改正された学位規則（昭和28年文部省令第9号）において、学位授与機構が行う学位授与の要件について、次のように規定された。

第3章 学位授与機構が行う学位授与

（学士、修士及び博士の学位授与の要件）

第6条 法第68条の2第3項の規定による同項第1号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、学位授与機構の定めるところにより、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者で、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条の規定による単位等大学における一定の単位の修得又は短期大学若しくは高等専門学校に置かれる専攻科のうち学位授与機構が定める要件を満たすものにおける一定の学修その他文部大臣が別に定める学修を行い、かつ、学位授与機構が行う審査に合格した者に対し行

うものとする。

- 一 大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
 - 二 外国において学校教育における14年の課程を修了した者
 - 三 その他前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者として文部大臣が別に定める者
- 2 法第68条の2第3項の規定による同項第2号に掲げる者に対する学士、修士又は博士の学位の授与は、学位授与機構が定めるところにより、同号に規定する教育施設に置かれる課程で学位授与機構がそれぞれ大学の学部、大学院の修士課程又は大学院の博士課程に相当する教育を行うと認めるものを修了し、かつ、学位授与機構の行う審査に合格した者に対し行うものとする。

(学位規則)

そして、上記の学位規則第6条第1項本文に規定する「その他文部大臣が別に定める学修」としては、大学に置かれる専攻科における学修（平成3年6月5日文部省告示第73号）が、また、同項第3号に規定する「その他前2号に掲げる者と同等以上の学力がある者」としては、旧国立工業教員養成所及び旧国立養護教諭養成所の卒業生（平成3年6月5日文部省告示第72号）が定められた。



学位授与機構の発足（R1棟入口）

第2節 発足時の組織と運営体制

学位授与機構発足時の組織・運営については、「学位授与機構組織運営規則」（平成3年6月28日文部省令第38号）によって、図1のとおり定められた。国公立大学の教員等関係者の参画を得て運営を行うため、大学共同利用機関と基本的に同様の仕組みとされ、管理部と審査研究部の2部に加えて、機構の事業計画等の管理運営に関する重要事項について機構長に助言するための評議員会、機構の事業の運営実施に関する事項で機構長が必要と認めるものについて機構長の諮問に応じるための運営委員会、そして学位の授与の審査及び学校教育法第68条の2第3項第2号に規定する教育施設に置かれる課程の認定等の審査を行うための審査会が置かれている。

発足当初の管理部と審査研究部の定員は8人（機構長1、教授2、事務職員5）であったが、その後、当初の計画にほぼ沿った形で次第に充足され、長津田キャンパス時代の最後の平成11年度には、図2のとおりとなり、定員も35人（機構長1、教授4、助教授2、助手2、事務職員24）となっている。なお、35人のうちの2人（教授1、事務職員1）は大学評価機関（仮称）

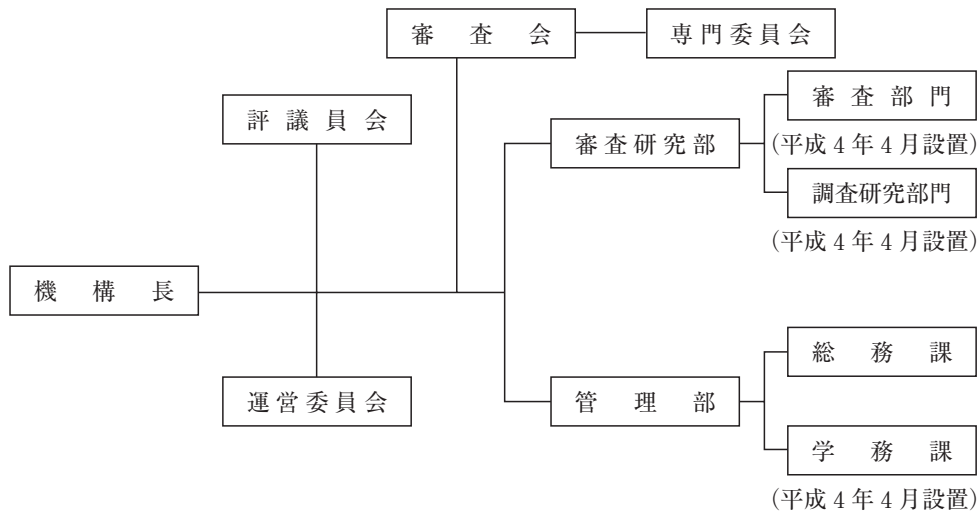


図1 設立時の学位授与機構の組織図

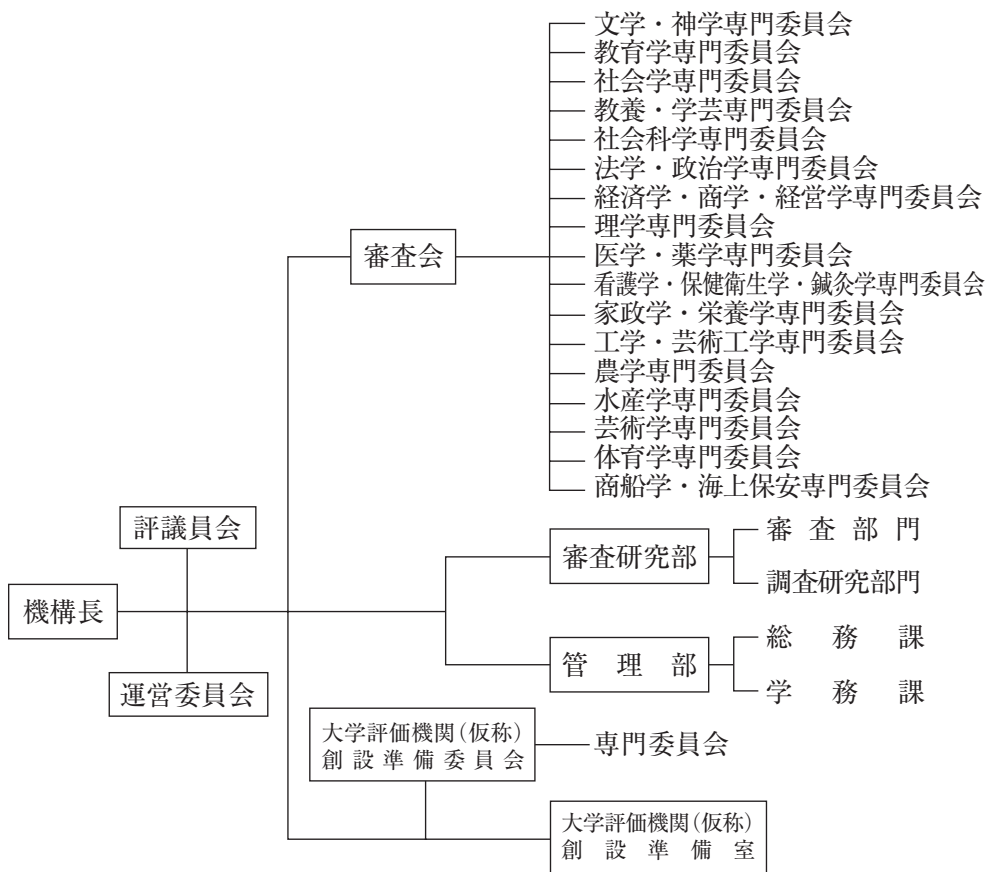


図2 平成11年度の学位授与機構の組織図

創設準備室の定員であった。

管理部は総務課のみのスタートであったが、1年後には学務課が置かれた。総務課は、庶務、会計及び施設等に関する事務を行い、学務課は、学位の授与並びに情報の収集、整理及び提供に関する業務を行うことが役割とされ、この体制は、平成12年4月に大学評価・学位授与機構に改組されるまで続くことになる。

審査研究部の業務は、①学校教育法第68条の2第3項の規定による学位の授与に関する調査研究及び審査の企画、②学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究、

③大学における各種の学習機会に関する情報の収集、整理及び提供に関する調査研究を行うとされ、平成4年4月には審査部門及び調査研究部門が置かれ、教授が配置された。

この審査研究部（平成12年4月の大学評価・学位授与機構への改組後は「学位審査研究部」に名称変更）の調査研究活動の詳細については「2 調査研究」に譲るが、調査研究の成果は機構の研究紀要である「学位研究」（平成5年3月に第1号を刊行）に論文、研究ノートなどの形で掲載し公表している。「学位研究」は第18号（平成16年3月刊行）まで続いたが、独立行政法人化を契機に学術誌「大学評価・学位研究」と衣替えして刊行することとされた。「大学評価・学位研究」の第1号は平成17年3月に発行され、現在第12号（平成23年3月）まで刊行されている。

さて、平成3年7月22日には第1回運営委員会、同月26日には第1回審査会、同月31日には第1回評議員会がそれぞれ開催され、「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」が決定あるいは承認された。審査会は、初年度は7回開かれたが、その後は年5回ほど定期的に開催され、学位の授与、大学以外の教育施設に置かれる課程の認定、短期大学・高等専門学校専攻科の認定等に関する審査を行っている。なお、初年度に運営委員会は6回開催されたが、その後は毎年ほぼ3回開催されており、また、評議員会は初年度以降毎年ほぼ2回開催されている。

第3節 学位授与事業の開始

1 省庁大学校の課程修了者への学位授与（学位規則第6条第2項関係）

学位授与機構が行う学位授与の対象者は、学位規則等により、短期大学・高等専門学校の卒業生等及び機構が認定する省庁大学校の課程の修了者とされ、それらの者に対する学位授与の審査システムの整備に着手することとなったが、平成3年9月には防衛医科大学校医学教育部医学研究科の第1期修了生が出るのが予定されていたため、後者については直ちに取り掛かる必要があった。

このため、第1回審査会（平成3年7月26日開催）において、「学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程」及び「学位規則第6条第2項に規定する大学又は大学院に相当する教育を行う課程の認定に関する規程」（ともに平成3年8月6日施行）が定められた。前者の規程は、申請の方法等について規定し、後者の規程では、課程認定の申出の手続きや認定の審査の項目等が定められている。制定された規程にしたがって、平成3年9月に出る防衛医科大学校医学教育部医学研究科の最初の修了者に間に合わせるため、また、平成4年3月に出る各省庁大学校の学士レベルの修了者に備えるため、省庁大学校の課程の認定が行われた。

第1回審査会では、上記2つの規程の審議のほか、表1に示す8つの専門委員会と、防衛医科大学校の一般教育等の審査を行うための特別専門委員会（臨時）の設置が決定された。これら8つの専門委員会のうち、工学専門委員会では、表2に示すように11の部会を置くことになった。また、理学専門委員会及び工学専門委員会においては修士の論文審査も、医学専門委員会においては博士の論文審査も行うことになった。

各専門委員会の实地調査を含む精力的な審査の結果、平成3年度中に下記の課程が認定された。〔 〕内に、授与される学位の種類と付記する専攻分野の名称を示したが、これらの専攻分野の名称は、各大学校からの要望と関係専門委員会での意見を踏まえるとともに、運営委員会及び評議員会での意見交換を経て、第5回審査会（平成4年2月29日開催）で決定されたものである。

表1 省庁大学校の教育認定に係る専門委員会の構成

専 門 委 員 会
人 文 科 学 専 門 委 員 会
社 会 科 学 専 門 委 員 会
保 健 体 育 専 門 委 員 会
理 学 専 門 委 員 会
工 学 専 門 委 員 会
医 学 専 門 委 員 会
水 産 学 専 門 委 員 会
特別専門委員会（海上保安関係）
特別専門委員会（臨時） （防衛医科大学校一般教育関係）

表2 工学専門委員会の構成

工 学 専 門 委 員 会
第 1 部 会（機 械 工 学）
第 2 部 会（電 気 工 学）
第 3 部 会（応 用 化 学）
第 4 部 会（土 木 工 学）
第 5 部 会（建 築 学）
第 6 部 会（応 用 物 理 学）
第 7 部 会（情 報 工 学）
第 8 部 会（材 料 工 学）
第 9 部 会（航 空 工 学）
第 10 部 会（造 形 工 学）
第 11 部 会（福 祉 工 学）

(1) 大学の学部に対応する教育を行う課程

- 防衛大学校本科（平成3年12月18日）〔学士（社会科学，理学，工学）〕
- 防衛医科大学校医学教育部医学科（平成3年8月30日）〔学士（医学）〕
- 水産大学校本科（平成3年12月18日）〔学士（水産学）〕
- 海上保安大学校本科（平成3年12月18日）〔学士（海上保安）〕
- 気象大学校大学部（平成3年12月18日）〔学士（理学）〕
- 職業訓練大学校（平成5年4月に職業能力開発大学校と改称）長期課程（平成3年12月18日）〔学士（工学）〕

(2) 大学院の修士課程に対応する教育を行う課程

- 防衛大学校理工学研究科（平成3年12月18日）〔修士（理学，工学）〕
- 職業訓練大学校（平成5年4月に職業能力開発大学校と改称）研究課程（平成3年12月18日）〔修士（工学）〕

(3) 大学院の博士課程に対応する教育を行う課程

- 防衛医科大学校医学教育部医学研究科（平成3年8月30日）〔博士（医学）〕

そして、これらの課程の修了者に対し規程に基づき審査し、平成4年3月、839名に学士の学位が、10名に博士の学位が授与され、同年9月には81名に修士の学位が授与された。また、修士の学位授与審査のうち留学生に対しては口頭試問を帰国前に実施することが、第19回審査会（平成6年3月15日開催）において了承されている。

2 短期大学・高等専門学校卒業生等への学士の学位授与（学位規則第6条第1項関係）

短期大学・高等専門学校の卒業生等への学士の学位授与の審査については、平成3年10月1日付け機構長裁定により、「学士の学位授与（学位規則第6条第1項関係等）の在り方に関する調査研究会」（座長：戸田修三 中央大学教授（当時））が設置された。表3にこの調査研究会の委員名簿を示す。調査研究会は、学士の学位の授与要件及び短期大学・高等専門学校の専攻科を認定するための要件に関して、短期大学及び高等専門学校関係者を含めて広く意見を聴取し、検討の結果を審査会の審議に供した。

第4回審査会（平成3年12月13日開催）は、この「調査研究会」における検討の結果を踏ま

えて、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」（平成4年1月14日施行）及び「短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定に関する規程」（平成3年12月25日施行）を制定した。

前者の「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」では、学士の学位授与の要件、単位の修得方法、学位授与の申請及び審査について定められた。このうちの単位の修得方法について、学位授与機関創設調査委員会の「学位授与機構の構想の概要について」（平成3年2月）で、短期大学・高等専門学校の卒業生等が専攻科において修得すべき単位数のうち、機構が定める一定単位数以上は大学において修得することを要すると提言されていた大学の単位数は、「16単位以上」と定められた。そして、この要件に関しては、今後の実施状況を見て適当な時期に見直しについて検討することとされた。なお、同じ「学位授与機関の構想の概要について」において設けることが適当とされていた「希望者があらかじめ機構に申請し登録する仕組み」については、機構が大学のような教育機関ではないことから慎重を期する必要があること、現実の審査状況を把握した上で具体化の可能性を検討すべきであること、などの議論があり、今後の検討課題とされ、この時点での実施は見送られた。

また、機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称が、表4のとおり定められた。この名称は、平成3年7月1日に改正される前の大学設置基準に定められていた称号としての学士の種類（医学、歯学、獣医学を除く。）に拠ったものであり、学位授与機構が授与する学士の学位は、分野的にも大学と同様とするのが適当であるとの考えに立つものであった。この専攻分野の数と名称については、後で述べるとおり、平成20年度から口腔保健学が新設されるとともに、平成22年度からは薬学が廃止され薬科学が新設されて現在に至っている。

表3 学士の学位の授与（学位規則第6条第1項関係等）の在り方に関する調査研究会委員名簿
（平成3年10月1日から平成4年3月31日まで）

氏名	所属
上羽康之	神戸大学医療技術短期大学部長
黒羽亮一	筑波大学教授（学位授与機構併任教授）
清水畏三	学校法人桜美林学園理事長
示村悦二郎	早稲田大学教授
菅野卓雄	東京大学教授
高鳥正夫	東横学園女子短期大学長
戸田修三	中央大学教授
長谷川修	久留米工業高等専門学校長
安原義仁	広島大学助教授
館昭	学位授与機構教授

（所属は調査研究会設置当時のもの）

表4 学士の学位に付記する専攻分野の名称

文学	教育学	神学	社会学	教養	学芸	社会科学	法学
政治学	経済学	商学	経営学	理学	薬学	看護学	保健衛生学
鍼灸学	栄養学	工学	芸術工学	商船学	農学	水産学	家政学
芸術学	体育学						

後者の「短期大学及び高等専門学校の特攻科の認定に関する規程」では、次のとおり特攻科の認定の要件等が定められるとともに、認定申出の手続きや審査方法などが定められた。特攻科の認定の審査については、機構長から審査の付託を受けた審査会が指定する専門委員会が行い、その結果を受けて審査会が可否を決定し、機構長に報告する。また、機構長は、認定を受けた特攻科に対し、一定期間ごとに教育の実施状況等について審査を行うものとされた。

(特攻科の認定の要件等)

第2条 機構は、短期大学又は高等専門学校に置かれる特攻科で、次の各号に該当すると認められるものを、学位規則第6条第1項に規定する特攻科として認定する。

- 一 教育課程は、大学教育に相当する水準を有するものであること。
- 二 授業科目は、短期大学又は高等専門学校の学科等とは別個に設けられていること。
- 三 授業科目は、原則として専任の教員が担当するものとし、主要な授業科目は教授又は助教授が担当するなど教員が適切に配置されていること。
- 四 授業科目を担当する教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める教授、助教授又は講師の資格に相当する資格を有する者であること。
- 五 学生数等に応じて、特攻科の教育を行うのに必要な教員組織、施設設備等が十分整備されていること。

2 前項の認定は、特攻科に置かれる専攻ごとに行うものとする。

このため、第4回審査会において、特攻科認定のための特別専門委員会の設置が決定され、表5に示す9部会を置くことが第5回審査会（平成4年2月29日開催）に報告された。また、必要に応じて他の部会を設けることができることとされ、平成4年12月からは、表6に示すとおり、11の部会を置くこととなった。

最初の特攻科認定の申出の期限は平成4年2月10日とされ、各分野で審査が行われた結果、平成4年4月1日付けで、22校34専攻（短期大学専攻科20校29専攻、高等専門学校専攻科2校

表5 特別専門委員会（専攻科認定関係）の構成
（平成3年11月15日から平成4年12月21日まで）

専 門 委 員 会
第 1 部 会（人 文 関 係）
第 2 部 会（社 会 福 祉 関 係）
第 3 部 会（経 済 関 係）
第 4 部 会（家 政 関 係）
第 5 部 会（教 育 ・ 保 育 関 係）
第 6 部 会（工 学 関 係）
第 7 部 会（保 健 衛 生 関 係）
第 8 部 会（音 楽 関 係）
第 9 部 会（美 術 関 係）

表6 特別専門委員会（専攻科認定関係）の構成
（平成4年12月21日から平成6年5月17日まで）

専 門 委 員 会
第 1 部 会（文 学）
第 2 部 会（社会学・社会福祉学）
第 3 部 会（経済学・経営学・商学）
第 4 部 会（家 政 学）
第 5 部 会（教育学・保育学）
第 6 部 会（工 学）
第 7 部 会（看 護 学）
第 8 部 会（音 楽）
第 9 部 会（美 術）
第 10 部 会（農 学）
第 11 部 会（教 養）

5専攻)が認定された。なお、平成5年度以降の認定分の申出の期限は、前年の9月30日となっている。

以後、資料編(Ⅲ)の「(19)各年度における短期大学及び高等専門学校の専攻科認定状況」に示すとおり毎年認定が行われ、平成23年4月現在では、短期大学専攻科は61校93専攻、高等専門学校専攻科は56校133専攻が認定されている。このうち、2年制短期大学の認定専攻科の修業年限は概ね2年(一部は1年)であり、3年制短期大学の認定専攻科の修業年限は1年である。高等専門学校の認定専攻科の修業年限は全て2年である。また、平成5年以降、機構では、毎年「学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」(平成12年度からは「大学評価・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」)を刊行している。なお、平成12年度からは、機構のウェブサイトでもこの内容を公開してきたが、平成19年度版からは、冊子媒体では作成せずにウェブサイトのみで公開している。

「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」により、学位授与の審査は審査会の付託を受けて専門委員会が行うとされたことから、まず専門委員会を設置し、専門分野ごとに単位修得の基準や試験とその評価の方法などを具体的に決める必要があった。このため、第8回審査会(平成4年5月18日開催)は、学士専門委員会を設置すること、学士専門委員会に表7に示す12の部会(各部会には、必要に応じて「区分」が設けられた。)を置くことを決定した。学士専門委員会の委員は特別専門委員会(専攻科認定関係)の中から選ばれ、①修得単位の審査基準、②学修成果の評価の在り方、③小論文試験の在り方、を審議した。各部会ごとの審議結果を経て、第9回審査会(平成4年9月1日開催)において、審査の具体的方法が了承されるとともに、「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」が定められた。この審査要項では、各専攻分野についての共通の単位修得要件、及び14の専攻分野の22の専攻区分について「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」が決定されるとともに、大学の単位16単位以上のうち、原則として8単位以上は専門科目あるいは専門関連科目でなければならないことが定められた。この「専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準」については、機構が学位授与

表7 学士専門委員会の構成
(平成4年5月18日から平成6年5月17日まで)

学 士 専 門 委 員 会	
第 1 部 会	(文 学 ・ 神 学)
第 2 部 会	(教 育 学)
第 3 部 会	(社 会 学 ・ 社 会 科 学)
第 4 部 会	(法 学 ・ 政 治 学)
第 5 部 会	(経 済 学 ・ 商 学 ・ 経 営 学)
第 6 部 会	(理 学)
第 7 部 会	(看 護 学 ・ 保 健 衛 生 学)
第 8 部 会	(家 政 学 ・ 栄 養 学)
第 9 部 会	(工 学)
第 10 部 会	(農 学 ・ 水 産 学)
第 11 部 会	(芸 術 学)
第 12 部 会	(教 養 ・ 学 芸)

申請案内として平成4年以降毎年発行している「新しい学士への途」に掲載されており、平成23年4月現在では、表8（56頁）のとおり、27専攻分野の59専攻区分にわたって設定されている。なお、専攻分野「文学」の専攻の区分「ロシア語・ロシア文学」については、まだ機構への申請者が出ていない。

以上により、学士の学位授与要件並びに審査の方法がすべて定まったことを受けて、機構では、平成4年9月に「新しい学士への途」を刊行した。なお、これより先の平成4年4月に最初の「新しい学士への途」を発行しているが、この内容は、短期大学・高等専門学校の卒業者等に係る学士の学位授与制度のあらましを紹介するとともに、平成4年10月に初の申請を受け付けることを予告するに止まるものであった。平成4年9月版以降、この冊子は、学位規則第6条第1項による学士の学位授与制度を説明するとともに、当該年度の学位授与の実施要項として毎年度作成され、今日に至っている。また、平成4年9月に専攻科を置く短期大学及び高等専門学校に対する説明会を開催して、学士の学位授与、専攻科認定などの規則について周知を図った。専攻科への説明会は、以後平成10年度まで毎年開催された。

この短期大学・高等専門学校の卒業者等への学士の学位授与に係る初年度の申請期間は、平成4年10月1日から10月31日であり、試験は平成4年12月20日に東京（お茶の水女子大学一般教育1号館）で行われた。申請者5名のうち3名に対して、平成5年1月に学士の学位（学士（法学）2名、学士（商学）1名）が授与された。なお、平成5年度以降は、毎年4月及び10月の2回、申請が受け付けられている。

第4節 学位授与事業の展開

1 専門委員会の統合と改編

上述の、専門委員会（省庁大学校の課程の認定と学位授与審査）、特別委員会（短期大学・高等専門学校の専攻科認定関係）、学士専門委員会（短期大学・高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位の授与）の3つの委員会は、それぞれの事項に関連する審査基準、審査方法の設定、実際の審査業務などを分担して行っていたが、審査基準や審査方法の設定が一段落したこともあり、第20回審査会（平成6年5月17日開催）において、専攻分野ごとに1つの専門委員会に統合された（「専門委員会の設置に関する申合せ」）。そして、専門委員会には、必要に応じて部会を置き、部会の決定をもって専門委員会の決定とすることができることとした。これにより、各部会は、省庁大学校の課程の認定、学位授与の審査、短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定並びに短期大学及び高等専門学校の卒業者等に対する学士の学位授与の審査など関連分野の事項をすべて扱うこととなった。また、第22回審査会（同年11月15日開催）において、社会科学に関する特別専門委員会が設けられた。

翌年の第25回審査会（平成7年5月17日開催）においては、専門委員会の一部改編が行われた。当初の医学専門委員会は医学・薬学専門委員会と改称され、医学部会と薬学部会を置くこととなった。当初の看護学・保健衛生学専門委員会は看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会と改称され、鍼灸学部会を追加することとなった。当初の工学専門委員会は工学・芸術工学専門委員会と改称され、当初の造形工学部会が造形工学・芸術工学部会に改称された。海上保安専門委員会は商船学・海上保安専門委員会に改称され現在に至っている。これは、将来、商船学についても審査基準の設定の必要性が見込まれたためであるが、実際には商船学の審査基準は、第58回学位審査会（平成14年2月14日開催）において制定された。

なお、上述の社会科学に関する特別専門委員会は、社会科学の領域が広い分野を含むことか

ら、関係分野の審査員及び関係専門委員会の主査等で構成される特別専門委員会として設置し、社会科学の修得単位の審査基準案を作成するとともに、審査体制を協議することとされたものである。その結果、社会科学については申請内容に最も関係のある専門委員会で審査を担当することとするが、それに抛りがたい場合には特別専門委員会が直接審査に当たることとされた。また、社会科学の修得単位の審査基準は、第23回審査会（平成7年1月24日開催）において決定された。その後、平成11年度から防衛大学校総合安全保障研究科修了者の修士の学位を審査する必要から、第44回審査会（平成11年3月16日開催）において、社会科学専門委員会が設置されることになった。これを受けて、社会科学に関する特別専門委員会の従来の業務は社会科学専門委員会に引き継がれ、特別専門委員会は廃止された。

第40回審査会（平成10年5月12日開催）において、文学・神学専門委員会にロシア語・ロシア文学部会と中国語・中国文学部会が設置されるとともに、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に設置されていた保健衛生学部会は廃止された。

以上により、長津田キャンパス時代の最終年度である平成11年度末時点での専門委員会の編成は、表9（57頁）に示すとおり、17専門委員会・38部会であった。その後、表9の中に示す1専門委員会・4部会が新設され、平成23年4月現在では18専門委員会・42部会となっている。

2 短期大学・高等専門学校の卒業生等への学士の学位授与関係

(1) 認定専攻科における教育の実施状況の審査

機構から認定を受けた短期大学又は高等専門学校の専攻科については、当初、一定期間ごとに教育の実施状況等についての適否を審査するとされていたが、第28回審査会（平成8年1月24日開催）において、この期間は5年と定められた。これに伴い、平成9年度に最初の教育の実施状況等の審査（レビュー）が行われた。対象となったのは、当初の平成4年4月1日に認定された専攻科のうち所定の条件（授業科目を担当する専任教員について前審査から半数以上が変更されたと認められるもの）に該当する短期大学専攻科17校24専攻、高等専門学校専攻科2校5専攻であり、全て「適」と判定された。以後、この教育の実施状況等についての審査は毎年行われている。

(2) 学士の学位授与に係る制度の進展

<専攻科修了見込み者への対応>

学位授与の修得単位の審査において、短期大学・高等専門学校の専攻科のうち機構が認定した専攻科において修得した単位を含めることは定められていたが、全ての単位修得要件を満たした後に申請を受け付けるべきか、学位授与の申請を専攻科修了見込みの段階で受け付け、専攻科修了に合わせて学位を授与するようにするべきかは、機構設立当初から意見が分かれていた。しかし、専攻科修了者の企業への就職や大学院進学等の便宜を図るという観点から、修業年限2年の認定専攻科からの初めての修了見込み者が出る平成5年度10月期から、申請を受け付けることとなった。このことは、平成5年5月31日付け文書で、機構長より認定専攻科を置く短期大学長及び高等専門学校長に通知され、機構では「新しい学士への途 第3版（追補）」を作成して周知を図った。また、文部省高等教育局長より、同日付けで、各国公私立大学長、放送大学長及び各国公私立高等専門学校長に対して、専攻科修了見込みの学生の大学院入試受験に関して、大学院入学の前年度に学士の学位を授与される見込みの者としてその出願を受け付けるよう、また、大学院入学者選抜への出願等の手続きに関して十分な情報提供を行うよう通知が行われた。

この結果、平成5年度10月期は、学士の学位授与申請者117名中90名を見込み申請者が占めた。

以後、認定専攻科の増加に伴って見込み申請者も増加し、長津田キャンパスの最終年度（平成11年度10月期）には申請者1,483名中1,123名を、大塚地区の最終年度（平成14年度10月期）には申請者1,987名中1,632名を、平成22年度10月期には申請者2,580名中2,314名を占めている。

<不合格者の再申請>

学士の学位授与に当たっては、「修得単位の審査」と「学修成果・試験の審査」が行われ、申請者には、合格あるいは不合格の通知に加えて、不合格者に対しては、「修得単位の審査」と「学修成果・試験の審査」の区分ごとに可・不可の判定を通知するとともに、「修得単位の審査」が不可の場合には、「○○○に関する科目 ○単位不足」等、その理由も通知していた。

平成5年度4月期の審査より、不合格となった者で「修得単位の審査」か「学修成果・試験の審査」のいずれかが「可」とされたものは、3年以内に申請すれば、「可」と判定された結果に係る審査が免除されることになった。ただし、学修成果・試験の判定に次の要件が加えられた。

修得単位の審査の結果、認定した単位が以下の要件を満たさない場合、学修成果・試験の結果にかかわらず、学修成果・試験も不可とする。

ア 基礎資格該当後の認定単位数が62単位以上（3年制短期大学の卒業者は31単位以上）であること。

イ 専攻に係る認定単位数が62単位以上であること。このうち、専門的科目の認定単位数が専攻の区分ごとに定められている修得すべき専門的科目の総単位数以上であること。

上記の要件の趣旨は、機構の学位授与制度が、基礎資格を有する者が大学において一定の単位を修得することが基本にあることから、まず「学修成果・試験」のみ「可」の判定を受け、その後3年以内に多数の単位を修得し学士の学位を取得しようとする者を排除することにあつた。しかし、この要件は実効性が乏しいとして、平成7年3月に廃止されている。

平成6年度10月期からは、「学修成果・試験の審査」の区分による不合格者に対しても、「不可」となった理由（「学修成果のテーマの設定が適切でない。」、「学修成果の内容が水準に達していない。」、「試験の結果、学修成果の内容が定着しているとは認められない。」、「試験を受けていない。」のいずれか）を通知することになって、現在に至っている。

<専門学校修了者への基礎資格の付与>

平成9年12月の大学審議会答申「高等教育の一層の改善について」において、一定の条件を満たす専門学校の卒業者（具体的には、「修業年限が2年以上で総授業時数が1,700時間以上のもの」を基準として認定された専門学校〔専修学校の専門課程〕を卒業した者）に対して大学等への編入学の途を開いていくようにすることが適当であると提言されるとともに、大学等への編入学資格の認定を受けた専門学校の卒業者については、学位授与機構における学士の学位授与の基礎資格についてもあわせて認めていくこととするのが適当であると述べられた。また、行政改革委員会規制緩和委員会も平成9年12月の最終報告書において、専門学校卒業者の大学編入学を認めるよう制度改正を行うことを提言している。これらの提言を受け、平成10年6月に学校教育法が改正されるとともに、同年8月には学校教育法施行規則及び学位規則が改正され、専門学校の修了者が機構における学士の学位授与審査の対象に加えられることとなった。

こうした動きを踏まえ、機構では、平成10年3月、「専門学校卒業者に対する学位授与に関す

る調査研究会」(座長：戸田修三 日本私立学校振興・共済事業団理事長 [当時])を設置して、専門学校修了者に対する学位授与の要件について検討を開始していた。この調査研究会の検討結果を受けて、第42回審査会(平成10年11月10日開催)において、専門学校の修了者を基礎資格に加えるべく「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」及び「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」について審議が行われ、それに基づき所要の改正を行った。この結果、平成11年度4月期から、専門学校修了者に対しても、短期大学・高等専門学校卒業者と同様に、一定の学修(2年制(総授業時数1,700時間以上)・3年制(総授業時数2,550時間以上)の専門学校の修了者に対して、それぞれ、2年制・3年制の短期大学の卒業者と同様に設定)を積み上げた上で学士の学位を申請する途が開かれた。平成11年度4月期には22名(うち14名が放射線技術科学)、10月期には25名(うち13名が放射線技術科学、6名が理学療法学)の専門学校修了者からの申請者があった。その後、専門学校修了者からの申請者数は順次増加してきており、大塚地区に移転した平成12年度には85名(うち32名づつが看護学と放射線技術科学、10名が検査技術科学)に、小平地区に移転した平成15年度には192名(うち91名が看護学、65名が放射線技術科学、17名が検査技術科学)に、平成22年度には317名(うち135名が看護学、25名が放射線技術科学、22名が理学療法学、13名が検査技術科学)となっている。

なお、詳細は「2 調査研究」に譲るが、上記の基礎資格の付与の検討に関連して、平成10年5月に機構内に「単位累積加算による学士の学位授与に関する調査研究会」(座長：麻生誠放送大学副学長(当時))を組織して一連の調査研究を行い、その成果を「『単位累積加算制度』に関する調査研究報告書」(平成12年3月)として取りまとめて文部省(当時)に報告していることを付言しておく。

<身体に障害のある申請者に対する特別措置>

身体に障害のある学士の学位授与申請者がその知識・能力を十分に発揮できるよう配慮するという観点から、平成9年5月に「身体に障害のある学士の学位授与申請者に対して行う特別措置に関する取扱要領」を定め、原則として学位授与申請時に申出を受けた内容を審査して実施することとした。その際、必要に応じて調査研究協力者の意見を徴することとされた。

この取扱いの一環として、平成11年度4月期東京地区の小論文試験では、別に日程・会場を設定して試験を実施した。また、平成11年度10月期の小論文試験では、東京及び大阪地区で別に日程・会場を設定して試験を実施した。

3 省庁大学校の課程修了者への学位授与関係

(1) 教育を行う課程の認定

機構発足当初の平成3年度に認定された省庁大学校の教育を行う課程(大学の学部に相当する課程として6大学校6課程、大学院の修士課程に相当する課程として2大学校2課程、大学院の博士課程に相当する課程として1大学校1課程)に加えて、大学院の修士課程に相当する教育を行う課程として、水産大学校水産学研究科(平成6年6月23日認定)及び防衛大学校総合安全保障研究科(平成9年3月11日認定)が認定されている。授与される学位は、前者は修士(水産学)、後者は修士(社会科学)である。

なお、職業訓練大学校が平成5年4月に職業能力開発大学校と改称されたことは既に述べたが、さらに平成11年4月に改組されて、職業能力開発総合大学校となっている。

(2) 認定を受けた課程の再審査

一度認定を受けた省庁大学校が課程の組織や教育課程を変更したときは、機構長に通知する

こととされており、その変更が重要であると機構長が判断したときには、機構は課程の認定に関して再審査を行うことになっている。

最初の再審査が行われたのは平成7年度であり、防衛大学校理工学研究科が平成8年4月から再編されることに伴うものであった。再審査は、理学専門委員会及び工学・芸術工学専門委員会で行われ、その結果に基づき審査会で「可」と判定された。

平成8年度には、平成9年度からの水産大学校の本科の課程が改組されることに伴って再審査が行われた。この際、開講時に再審査を行うこととされた水産情報経営学科の審査は、平成10年度に行われた。その結果はいずれも審査会で「可」と判定された。

(3) 認定を受けた課程の教育の実施状況等の審査

前に述べたように、機構から認定を受けた課程の教育の実施状況等については一定期間ごとに審査が行われることになっていたが、第28回審査会（平成8年1月24日開催）で、この期間を「原則として5年」と定めた。同時に、教育の実施状況等の審査に関する事項や審査の方法、大学校が機構に提出すべき書式等についての規程である「認定を受けた課程における教育の実施状況等の審査に関する細則」が定められた。

初めての教育の実施状況等に関する審査は平成9年度に行われ、防衛大学校本科、防衛医科大学校医学教育部医学科及び医学研究科、海上保安大学校本科、気象大学校大学部、職業能力開発大学校長期間課程及び研究課程の5校7課程がいずれも「適」と判定された。また、平成6年6月に認定された水産大学校水産学研究科に対する最初の教育の実施状況等に関する審査は平成11年度に行われ、「適」と判定されている。

4 学位授与者数等の概要

短期大学・高等専門学校卒業者等に対する学士の学位の授与（学位規則第6条第1項関係）は、平成5年1月に3名に対して初めて行われた後、専攻科修了見込者の申請を可能にしたことや、修得単位の審査基準が設定された専攻の区分の充実、認定専攻科数の増加等に伴い、申請者数は年毎に増加して、長津田キャンパス時代最後の平成11年度までの申請者の総数は7,111名（うち認定専攻科修了見込者4,214名）、授与者の総数は6,258名（うち認定専攻科修了見込者3,767名）となっている。

また、長津田キャンパス時代最後の平成11年度時点での各省庁大学校の認定課程は表10のと

表10 各省庁大学校の認定課程

	認定課程名	修業年限	課程の認定時期
大学の学部に対応する教育を行う課程	防衛大学校本科	4年	平成3年12月18日
	防衛医科大学校医学教育部医学科	6年	平成3年8月30日
	水産大学校本科	4年	平成3年12月18日
	海上保安大学校本科	4年	平成3年12月18日
	気象大学校大学部	4年	平成3年12月18日
	職業能力開発総合大学校長期間課程	4年	平成3年12月18日
大学院の修士課程に対応する教育を行う課程	防衛大学校理工学研究科	2年	平成3年12月18日
	防衛大学校総合安全保障研究科	2年	平成9年3月11日
	職業能力開発総合大学校研究課程	2年	平成3年12月18日
	水産大学校水産学研究科	2年	平成6年6月23日
大学院の博士課程に対応する教育を行う課程	防衛医科大学校医学教育部医学研究科	4年	平成3年8月30日

おりであり、省庁大学校の課程修了者に対する学位授与者数（学位規則第6条第2項関係）の総数は8,912名（学士が8,071名，修士が749名，博士が132名）となっている。

学位取得の思い出

田 中 暁

学位授与事業の20周年、誠におめでとう
ございます。

私が貴機構から修士（工学）の学位を授
与されたのは、平成9年9月ですので、も
う14年以上前のことになります。私は職業
能力開発大学の研究課程（文部科学省管
轄の大学院の修士課程にあたります。）を
平成9年3月に卒業した時に、大学から
卒業証書を授与されましたが、学位記はま
だ手元にありませんでした。ですので、4
月に神奈川県に採用され、配属先に提出し
た経歴書の資格欄に修士を記載できなかつ
たことをよく覚えています。

配属先での仕事にやっと慣れてきたころ、
学位審査の最大の難関である口頭試問の案
内が届きました。学会での発表や学内審査
の場では指導教官の先生がいつも同席され
ていたので、気持ちにゆとりがありました
が、口頭試問は当然ながらたった一人で臨
まなければなりません。しかも、最後に発
表してから4ヶ月が経っており、論文もほ
とんど目を通していませんでした。慌てて、
発表用資料や論文を見直し何度か発表の練
習をして本番に臨みましたが、在学中の訓
練の賜物でしょうか、思いの他スムーズに
口頭試問を終えたように記憶しています。
お蔭様で提出した論文の修正をすることな
く、9月に学位を授与されましたが、この
時本当の意味で大学を卒業した気分です。

今回、このコラムの執筆の依頼をいただ
き、改めて修士論文を読み返してみました
が、まず驚いたことが最終論文の作成方法
でした。当時は、一太郎で作成した文書を
印刷して、図表ソフトで作成した図表を印
刷後に切って、文書に貼っていました。今
の学生が聞いたらきっと驚愕するでしょう

ね。

当時の私の研究は、構造用集成材建築物の
施行人工数調査でしたので、建築現場に出
向いて職人さんが作業する時間を計って
データを収集していました。調査地は、箱
根町、秋田県能代市、熊本県高森町・水俣
市、宇都宮市、長野県栄村と全国に渡って
おり、調査の度に数週間、現場監督の方や
職人さんたちと一緒に宿に泊り込み、夜に
お酒を飲みながら建築の仕事のことだけで
なく、いろいろな話をして交流できたこと
はとてもいい思い出となっています。特に
熊本県水俣市での調査では、最終日に職人
さんと一緒にお酒を飲み過ぎた結果、二日
酔いのまま羽田行きの飛行機に乗ったこと
を今でも憶えています。

私は大学を卒業して以来、神奈川県で
職業訓練指導員として仕事をしていますが、
当時の修士論文の内容が直接仕事に生かさ
れていることはそれ程多くありません。し
かし、研究課程での2年間で指導教官で
あった松留先生から学んだことや研究して
きた中で得た様々な経験は、今の仕事の礎
となっています。さらに、貴機構から学位
を授与されたことは私に自信を与えてくれ
ました。

平成9年「修士（工学）」取得
神奈川県職業訓練指導員

課題を探求することの楽しさ

渡 邊 亮 介

私と学位授与機構の関わりは、高専 専攻科を卒業する際のことでした。高専 専攻科といっても馴染みのない方が多いと思いますので、どういった場所かご紹介したいと思います。高専は、中学校卒業後から5年間行き、専門的知識を身に付けるための学校です。扱いとしては、高校3年+短大2年と同様になります。高専卒業後には準学士を取得することができますが、学士は取得できません。学士を取得するためには、さらに2年間勉強し単位をそろえる必要があります。そのための仕組みが専攻科になります。私は専攻科に進学して単位を取得し、学位授与機構から学士を授与してもらう形となりました。

学士を得るためには、高専卒業後に他の大学へ編入するという選択肢もありましたが、私は専攻科への進学を選びました。なぜ私は専攻科への進学を選んだのか。その辺りをお話したいと思います。

高専では5年生で研究室に配属し研究を開始します。高専5年生は大学生の学年に換算すると大学2年生です。つまり、普通の大学生と比べて2年早く研究室に配属することになります。そして1年間研究室で勉強します。研究室に配属されてから、私の勉強方法は大きく変わりました。それまでの勉強、つまり先生からの講義形式の勉強は、教科書に書かれていることや、先生が答えを知っていることを学ぶのが基本でした。しかし研究で取り組む課題は、先生が答えを知っているわけではありません。誰も答えを知らない課題を解決するわけです。私は研究室で指導教官の下、自らで課題を探求して解決することの喜びや充実感を感じることができました。私の学生生活の中で一番頑張れた時期でありました。そこで

私は、大学に進学するのではなく、同じ研究室で3年間勉強するために専攻科に進学することを決断しました。

私は、専攻科卒業後に大学院に進学し、おかげで高専1年間、専攻科2年間、大学院修士課程2年間の合計5年間、研究室で勉強をすることができました。そこで一番学べたことは、誰も答えを知らない課題を探求することの「楽しさ」です。これらは、社会に出てからの仕事をする上でとても役立っていると気づきました。なぜなら、会社での仕事は多くは、誰も答えを知らない課題を解決していくことだからです。研究室で長く勉強できたからこそ、課題を楽しんで探求することを人より多く経験でき、そのことがいま働く上での糧となっています。

通常の大学生より2年早く研究室で勉強できたこと、そして長く研究室で勉強できたのも、学位授与機構や専攻科といった仕組みがあるおかげだと思います。社会に出てからも役立つ経験をできたことに感謝しております。

平成13年「学士（工学）」取得
富士通株式会社

これが私の生きる道—オーボエと向き合う人生—

高橋千絵

私は現在、母校である広島文化学園大学の助教として後進の指導を行うとともに、地域に根付いた演奏活動に力を注いでいます。

学位の取得は、短期大学を卒業し、一般企業で働きながら音楽活動を続けていたある日、ふと「私にしかできない事はなにか。このままの私で良いのか。私にとって音楽とは何だったのか。」という想いに駆られたのがキッカケでした。それから「音楽と自分」そして将来について悩み続けていくうちに「私には音楽しかない」「音楽と正面から向き合いたい。」「もっと音楽について学びたい」という気持ちへと変化していき、25歳の時に母校である広島文化短期大学（現：広島文化学園大学）の専攻科音楽演奏専攻への入学を決意しました。

大学院への進学も考え学士（芸術学）の学位を取得する。そして短期大学で取得した中学校教諭二種免許状（音楽）の知識をより深めるために中学校教諭一種免許状（音楽）を取得する。さらに音楽と人間との関わりを深く知るために音楽療法士の資格を取得する。という大きな3つの目標を掲げて専攻科に入学した私を、年下の同級生や先生方が暖かく迎えてくださったことを今でもよく覚えています。母校では多くの先輩方が大学評価・学位授与機構の審査による学位の取得をしており、私にとっても学士（芸術学）の学位取得はとても自然な流れでした。

音楽で学士（芸術学）の学位を申請するためには演奏ビデオの提出と、選曲の理由、演奏の特徴、演奏において留意した点のレポートの提出が必要で、私は「時代・楽器とともに変化していったオーボエ作品の移り変わり」をテーマに、時代の変わり目に活躍したアルビノーニとファンメルの作品に

取り組み研究しました。

演奏ビデオは先生方にアドバイスを頂きながら、録画してはチェックするという作業を何度も繰り返し、自分が納得する演奏が撮影できるまで一週間あまりの時間をかけました。これは当時の私にとって本当に大変な作業ではありましたが、その努力が認められ学士（芸術学）の学位を頂いた時の達成感は、それ以上に私に大きなものを与えてくれた気がします。今でも忘れられない経験です。努力すれば必ず結果が出るという自分への自信にもなりました。

学士（芸術学）の学位を取得した後は「中学校教諭一種免許状（音楽）」の資格申請を行い、三年間中学校の音楽教諭として勤めました。そこでは子どもたちに音楽の楽しさ、素晴らしさを伝えるだけでなく、自らの体験を交え、目標に向かって努力することの素晴らしさを伝えていくことができました。

現在、音楽を志す学生に囲まれながら、大好きな音楽や専門のオーボエの研究をさせていただける環境で働いています。さらに、大学院への進学に向けて準備を進めているところです。中学校での教え子だった生徒が、音大生としてまた私の教え子になるなど嬉しい再会もありました。学位の取得は、私に多くの出会いと喜びを与えてくれたと思っています。学位の取得に向けて応援してくださった先生方への感謝の気持ちを忘れず、これからも音楽の道を進んでゆきたいと思っています。

平成16年「学士（芸術学）」取得
オーボエ奏者
ガルソンヌ木管あんさんぶる代表
広島文化学園大学学芸学部音楽学科助教

学位取得の思い出

南 憲 吏

私の出身校である水産大学校は、農林水産省を主務省庁とする大学校です。そのため、学士と修士（水産学）の学位は、同校の学科および研究科を終了し、独立行政法人大学校評価・学位授与機構で行われている学位授与事業の審査に合格することにより授与されます。この度、「学位授与事業が20周年を迎えるにあたり出版される本誌に、取得者の当時の思い出等をコラムにしたい」とのお話をいただき、このように私の当時の思い出ではありますが、ご紹介させていただく次第です。

私は、2000年4月に水産大学校海洋生産管理学科に入学し、水産学について学びながら4年間の学科生活を過ごしました。そして、2004年4月に同大学校研究科に入学し、2006年5月に学位授与の審査を受け、修士の学位を授与されました。その後は、北海道大学の博士課程に進学したのち博士号を取得し、現在は京都大学フィールド科学教育研究センターで研究員として勤務しています。「学科のころの思い出は？」と聞かれると、3時間にも及ぶ夏の遠泳実習、360度の見渡す限りの水平線を見た乗船実習、素潜りや潜水を毎日楽しんでいたことなどが思い出されます。また、友達とよく学校裏の海岸で「いかに海が好きか」とか「将来の夢」などを初々しさをもって夜明けまで語り明かしたことも思い出されます。今、振り返ってみるとどの思い出も何かしら海に関係していることに驚かされます。水産大学校の校風に加え、キャンパスが正面と裏で海に挟まれているという立地条件が、学生生活と海を切り離せないものにしていただけたのだと思います。

このように海に接することが多かったこともあり、研究科では沿岸域をフィールド

にして研究に取り組みました。私が、審査を受けた修士論文は、「音響手法を用いたホンダワラ科褐藻の分布計測法に関する研究」というタイトルでした。ホンダワラ科褐藻の分布を科学的な魚群探知機により明らかにすることを試みるといった内容でした。新しい評価手法の提案であったため、審査員の先生方からは、「斬新なアイデアだと思う」、「発展性が期待できる」などの評価をいただきました。ただ、それと同時に「推定精度などの検証が行われておらず科学的根拠に欠ける」、「従来手法との比較が行われておらず研究の位置づけがはっきりしていない」、「知識が音響学に片寄っている」、広い視点で他分野も勉強した方がいい」といったような厳しいコメントもいただきました。20分間の発表の後、1時間近く質問やコメントをいただいたのを覚えています。審査では、修士論文の評価をいただくとともに、研究の分野に進むにあたっての洗礼を受けた気がします。北海道大学へ進学し博士号を取得するための第一歩を踏み出したのが、この審査だったのかもしれません。

今も、幸運なことに沿岸資源に関するテーマで海へ出て研究をさせていただいています。今後も海と関わる仕事を続けられるよう、初心を忘れることなく精進していきたいと思います。

平成18年「修士（水産学）」取得
京都大学フィールド科学教育研究センター
研究員

第3章 大学評価・学位授与機構への改組

〔筑波大学大塚地区時代：平成12年4月～平成15年3月〕

第1節 大学評価・学位授与機構への改組と大塚地区への移転

平成10年10月26日の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改善方策について」において、大学の個性化を目指す改革方策の一つとして、第三者機関による評価システムの導入を含む多元的な評価システムの確立の必要性が提言された。この年4月には、田中郁三初代機構長の任期満了を受けて、第2代機構長として木村孟前東京工業大学長（当時）が就任している。

この答申の提言を具現化するために、平成11年4月に「大学評価機関（仮称）創設準備委員会」が当機構に設置され、平成12年2月に評価機関の創設に係る基本的な考え方を示した報告書が取りまとめられた。報告書の中で、整備の基本的方向として、次の3点が示された。

- ① 平成12年度に、学位授与機構を改組し、大学評価機関としての事業と、従来の学位授与事業の業務を併せて実施する新機関（「大学評価・学位授与機構」）とする。
- ② 新機関は、従来の学位授与機構の業務に加え、大学評価事業、大学評価に関する調査研究事業、大学評価に関する情報の収集・分析・提供事業を実施する。
- ③ 新機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとし、大学関係者等の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づいて自律的に運営を実施する。

一方、機構の改組に係る国立学校設置法の一部を改正する法律が、国会での審議を経て平成12年3月31日に公布され、4月1日に施行された。改正後の国立学校設置法の規定は次のとおりであり、その内容は、従来の学位授与機構の業務に加えて、新たに大学評価の業務が追加されたものである。また、この改正に併せて、学位授与に関する学校教育法及び学位規則の該当規定も、「学位授与機構」が「大学評価・学位授与機構」と改正された。

第3章の5 大学評価・学位授与機構

（大学評価・学位授与機構）

第9条の4 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
 - 二 学校教育法第68条の2第3項に定めるところにより、学位を授与すること。
 - 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
 - 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 2 前項第一号の評価の実施の手続きその他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

この改組により、平成12年度の機構組織は図3に示すとおり、従来の学位授与関係の業務を担ってきた教員組織や事務組織に加え、大学評価関係の業務を担う教員組織として評価研究部

が、事務組織として評価事業部が設置されるほか、管理部の拡充が図られた。この中で、学位授与に関しては、従来の「審査会」が「学位審査会」に、「審査研究部」が「学位審査研究部」に、「学務課」が「学位審査課」に、それぞれ名称変更された。平成12年度当初の教職員の定員は、94名（機構長1，副機構長2，評価研究部14，学位審査研究部9，管理部40，評価事業部28）となった。

この改組後の機構全組織を従来の東京工業大学長津田キャンパスに集中配置することはできなかったため、学位授与関係の業務を担う学位審査研究部と学位審査課は、新設の評価研究部のうちの評価情報研究開発部門と新設された情報課とともに、筑波大学大塚地区（E館の一部を借用）へ移転することとなった。長津田キャンパスから大塚地区への引越し作業は、平成12年3月25日から26日の土日にかけて行われ、27日の月曜日から大塚地区となった。

なお、大学評価関係部門として新設された評価研究部と評価事業部は学術総合センタービルの一部（10，11階）を借用して配置されるとともに、長津田キャンパスには、改組によって新設された会計課が配置されることとなった。また、改組に伴う機構事務の総括・調整を行う立場から、管理部総務課は平成12年2月に永田町東京連絡所（永田町合同庁舎5階）へ先行して移転していたが、同年8月には学術総合センタービルに移った。その後、平成13年度に会計課の大部分が学術総合センタービルに移ったということもあったが、平成15年3月に小平本館が新築されて全部門が小平地区に移転するまでの間、3地区（大塚地区、学術総合センタービル、長津田キャンパス）に分散して業務を行う体制が続いた。

平成12年6月9日には、改組による新機構の発足を記念し、創設にご尽力をいただいた関係者に感謝の意を表するとともに、今後の円滑な事業の展開に向け決意を新たにすることを目的として、「大学評価・学位授与機構発足記念の会」が学術総合センターにおいて開催された。

第2節 学位授与事業の伸張

1 審査会から学位審査会へ

学位授与機構から大学評価・学位授与機構への改組に伴い、審査会は第49回までとなり、第50回からは学位審査会と名称が変わったが、学位授与の審査に関わる審議そのものは引き続き継続された。ただ、東商スカイルーム、霞が関東京會館、麴町會館、東海大学交友會館、東條會館、弘済會館、浜松町東京會館を転々とした開催会場は、第53回（平成13年2月15日開催）以降は学術総合センターで継続して開催されることとなった。

2 短期大学・高等専門学校卒業者等への学士の学位授与関係

<修得単位の要件「大学の単位16単位以上」の廃止>

当初、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」（平成4年1月14日施行）においては、「16単位以上は大学において修得すること」が単位修得の要件の一つとして定められるとともに、そのうち、「原則として8単位以上は専攻に係る単位でなければならない」ことが「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」（平成4年9月1日施行）に定められていた。これらの単位の修得要件については、規程の制定時から、大学での学習体験が重要であるとする意見、専攻科における学習で十分であるとする意見、大学で単位を取得することの時間的・経済的難しさを指摘する意見、専攻に係る単位の8単位は多すぎるとする意見など、多様な意見があった。前述したように、第4回審査会（平成3年12月13日開催）では、大学において最低修得すべきとされているこの16単位については、今後の実施状況をみて適当な時期に見直しについて検討することとされていたものである。

平成12年11月22日、大学審議会短期大学及び高等専門学校の在り方に関するワーキンググループから、「学位が授与されるためには大学評価・学位授与機構が認定した専攻科における学修でなければならないこと、申請を行った者に対して個別に審査がなされること、平成3年の制度創設以来、同機構による専攻科の認定が定着しつつあると考えられることなどを踏まえ、今後の生涯学習需要の多様化、高度化により柔軟に対応できるようにする観点から、同機構が認定した専攻科で所要の学修を行った者については、大学における16単位の修得を求めないことが適当である。」とする審議の経過が報告された。

こうした大学審議会の審議動向を受けて、第52回学位審査会（平成12年11月10日開催）では、「学位規則第6条第1項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規程」及び「学士の学位授与に係る修得単位審査要項」を改正して、大学における16単位以上の単位修得要件を廃止することを決定した。この改正は、平成13年度の申請者から適用されている。

<修得単位の審査の基準の見直し>

平成4年9月に専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準が定められてから10年近くになることから、基準の見直しの検討が必要となった。このため、第52回学位審査会（平成12年11月10日開催）において、修得単位の審査基準の例示科目の追加等の検討を、各専門委員会・部会で行うことが依頼された。この依頼を受けて各専門委員会・部会で行われた検討の経緯は第57回学位審査会（平成13年11月8日開催）に報告され、平成14年度版「新しい学士への途」に掲載された。

次いで、第60回学位審査会（平成14年5月10日開催）において、10年間の実施を踏まえ、時代の変化に対応した現行基準の見直しに着手することが決定され、各専門委員会・部会で具体的な検討に入った。ただし、この見直しに当たっては、現行基準によって単位の積上げを行っている申請予定者がいることに留意する必要があることとされた。

各専門委員会・部会での検討結果は第64回学位審査会（平成15年3月14日開催）に報告され了承された。この改正が必要とされた専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準は表11のとおり

表11 審査基準の改正を行う専攻の区分

区 分	専攻の区分	専攻分野の名称
平成16年度から基準を変更する専攻の区分	英語・英米文学	文学
	宗教学	
	神学	神学
	商学	商学
	経営学	経営学
	数学・情報系	理学
	生物学系	
	鍼灸学	鍼灸学
	栄養学	栄養学
	電気電子工学	工学
応用化学		
平成17年度から基準を変更する専攻の区分	国語国文学	文学
	哲学	
	社会福祉学	社会学
	作業療法学	保健衛生学
	情報工学	工学
	生物工学	
	材料工学	
体育学	体育学	

であり、申請者にとって平成16年度から直ちに基準を変更しても影響がないと判断される内容のもの（11専攻区分）と、2年間の周知期間をおく必要があると判断されるため、平成17年度から変更するもの（8専攻区分）とに分けられていた。

そして、前者の11専攻区分については、小平地区に移転後の第67回学位審査会（平成15年11月11日開催）において了承された上で、「新しい学士への途」（平成16年度版）に掲載された。また、後者の8専攻区分については、機構ウェブサイトで周知を図るとともに、独立行政法人化後の平成16年度第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）で了承を得て、「新しい学士への途」（平成17年度版）に掲載された。

<「商船学」、「言語聴覚障害学」の修得単位の審査の基準の策定>

機構が授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称の一つである「商船学」の修得単位の審査の基準については、既に第20回審査会（平成6年5月17日開催）において、今後策定していくことの確認がなされていたが、これまで未設定であった。平成14年度に専攻科の認定を予定している商船高等専門学校が出てきたことから、その策定が必要となり、第56回学位審査会（平成13年8月28日開催）での決定を受けて、商船学・海上保安専門委員会において具体的な審議を行い、その結果を第58回学位審査会（平成14年2月24日開催）に報告し了承された。この「商船学」の専攻基準は、平成15年度版「新しい学士への途」に掲載された。なお、商船高等専門学校から実際の専攻科認定の申請があったのは平成16年度となり、そこからの最初の申請（見込み申請）は平成19年度4月期であった。

また、機構で規定する専攻分野「保健衛生学」にそれまで対応していた5つの専攻の区分の他に、「言語聴覚学」の新設についての要望書の提出があったことを受けて、上記の第58回学位審査会において、看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会に言語聴覚療法（仮称）学部会を設けて「言語聴覚療法（仮称）学」の修得単位の審査の基準の制定を審議することが了承された。この審議の結果は第62回学位審査会（平成14年11月7日開催）に報告され、専攻の区分「言語聴覚障害学」として、上記の「商船学」の専攻基準とともに、平成15年度版「新しい学士への途」に掲載された。また、言語聴覚療法（仮称）学部会も「言語聴覚障害学部会」と決定された。

<学修成果・試験の審査結果の通知>

機構による学位授与の審査は、修得単位の審査と学修成果・試験の審査のそれぞれについて行われ、両者がともに「可」と判定された場合に「合格」となるため、認定専攻科からの見込み申請者に対しては、仮に学修成果・試験の審査結果が判明していたとしても、修得見込みで申請した単位の修得が確定するまでは、合否の判定結果の通知はできない取扱いであった。このため、見込み申請者に対する合否の判定結果の通知は、早くても3月下旬から4月上旬にかけてなされるのが実情であった。一方、認定専攻科からは、見込み申請者のうち特に大学院への進学希望者に関連して、学修成果・試験の判定結果だけでも早期に通知してほしいという要望が出されるようになった。

このような要望に対応する方向で検討を進めた結果、第58回学位審査会（平成14年2月14日開催）において、平成13年度10月期より、認定専攻科修了見込申請者に対して、学修成果・試験の結果の通知を行うことが決定され、実行に移された。ただし、この通知は最終的な合否判定結果ではなく、従来どおり、機構で修得見込単位の修得を確認の後、正式な合否の判定結果が通知される。

<九州地区試験場の新設>

機構の小論文試験の実施については、平成5年度以降、毎年2回（4月期及び10月期）東京

地区と大阪地区の2か所で実施してきたが、申請者の受験に係る経済的負担の軽減と利便性を確保するため、第56回学位審査会（平成13年8月28日開催）において、認定専攻科の数が多く、申請者数も比較的多い九州地区に設定することが決定された。試験場の場所については、受験者として想定している九州地方及び隣接した中国地方在住者の交通機関等を考慮して、福岡地区に設定することとされ、また、実施開始時期については、高等専門学校及び短期大学の専攻科在学者からの多数の見込み申請が予定される平成14年度10月期から実施することとされた。

＜学位授与事業に関する協議会の開催＞

長津田キャンパス時代の平成4年度から10年度まで、専攻科を置く短期大学及び高等専門学校に対する説明会を開催してきたことは前に述べたとおりであるが、大塚キャンパスに移ってからは、平成14年2月13日に、全認定専攻科の教職員を対象とした学位授与事業に関する協議会を一橋記念講堂で開催した。当日は、学位授与事業に関する機構側からの説明に引き続き、活発な質疑応答が行われた。

3 省庁大学校の課程修了者への学位授与関係

(1) 課程の認定と再審査

平成12年9月に、国立看護大学校看護学部看護学科、防衛大学校理工学研究科後期課程について認定の申出があり、第52回学位審査会（平成12年11月10日開催）が付託した専門委員会・部会において教育課程・教員組織等の審査を行った結果、第53回学位審査会（平成13年2月15日開催）において、前者は大学の学部、後者は大学院の博士課程と同等の水準にあると認められた。なお、国立看護大学校看護学部看護学科修了者に授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は「看護学」、防衛大学校理工学研究科後期課程修了者に授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は「理学」又は「工学」とされた。

また、大学の学部に対応する教育を行う課程として認定されている防衛大学校本科課程の学科改編に伴い、上記と同様第52回及び第53回学位審査会において課程認定の再審査が行われ、大学の学部と同等の水準にあると認められた。なお、この改組により新設された学科の修了者に授与する学士の学位に付記する専攻分野の名称は「人文科学」とされた。

(2) 社会科学専門委員会における審議

社会科学専門委員会は、平成11年度から防衛大学校総合安全保障研究科修了者に係る修士の学位授与の審査を開始したが、平成14年度の審議過程において、「学位授与申請書の提出があったときから6月以内」とされていた修士の審査期間を、博士の場合と同様に、1年以内に限り延長することができるようにする必要性のあることが指摘されるに至った。このための規程改正（学位規則第6条第2項の規定に基づく学位の授与に関する規程第9条の一部改正）は、第61回学位審査会（平成14年8月27日開催）において了承され、同年10月1日から施行された。なお、平成14年度の審査において審査期間を延長することは、結果としてなかった。

また、防衛大学校総合安全保障研究科修了者に授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称については、機構で授与している既存の名称に極力合わせるなどから「社会科学」とされてきたが、その後の国際情勢の展開を反映して学界や国民の間でも安全保障研究に対する認識が深まってきていることから、同研究科の最初の教育の実施状況等に関する審査と併せて、その名称を「安全保障学」に変更することが審議され、決定された（平成14年8月）。この決定は、第62回学位審査会（平成14年11月7日開催）において了承され、平成15年度から実施することとされた。なお、社会科学専門委員会の名称そのものについては変更しないこととされた。

この「安全保障学」への変更に伴い、社会科学専門委員会は専ら防衛大学校総合安全保障研

究科修了者に対する修士の学位授与審査を行うこととし、社会科学に関する特別専門委員会から引き継いだ学位規則第6条第1項に該当する学士（社会科学）の学位授与審査については、平成15年度以降、既存の専門委員会・部会の中で申請内容が最も近いと判断される教養・学芸専門委員会で審査することとなった。この取扱いは、社会科学専門委員会及び教養・学芸専門委員会の了承を得た上で、第63回学位審査会（平成15年2月13日開催）に報告され、了承された。

第3節 学位授与事業10周年関係行事の実施

平成13年7月に学位授与機構が創設以来10周年を迎えたことを機に、これまでご尽力をいただいた関係者の方々に感謝の意を表するとともに、今後の事業の発展に向け決意を新たにすることを目的として、学位授与事業10周年記念事業を行うとともに、学位授与事業に関する自己点検・評価を実施した。

学位授与事業10周年記念事業は、平成13年9月26日～27日の2日間にわたって、学術総合センターにおいて行われた。その内容は、「学位授与事業10周年記念式典」（9月27日11：00～11：30）及び「記念祝賀会」（同日11：40～13：10）、「学位授与事業10周年記念研究会」（9月26日14：00～16：00）、「記念誌『学位授与 10年のあゆみ』の発行」であった。

「記念式典」は、機構内外の関係者約120名の方々にご臨席をいただき、木村機構長の式辞に続いて、小野文部科学事務次官、飯島元機構評議員会会長、西原防衛大学校長から来賓祝辞の後、文部科学大臣ほかの祝電が披露されて閉式となった。式典終了後に開催された「記念祝賀会」では、菅野元機構審査会委員長から挨拶をいただいた後、田中元機構長の発声による乾杯が行われ、続いてシェーマス・パーシェイル氏のスピーチと、機構で学位を取得された2名の方々の紹介があった。約1時間半にわたる和やかな歓談が行われ、最後に齋藤学位審査研究部長のお礼の挨拶で締められた。

「記念研究会」は、記念式典・祝賀会の前日、黒羽常盤大学教授（元機構審査研究部長）とシェーマス・パーシェイルアイルランド国高等教育訓練資格評議会（HETAC）会長のお二人を講師に招き開催され、齋藤学位審査研究部長による序論「日本及びアイルランドにおける学位授与機関の概要」に引き続き、黒羽講師から「学位授与機構10年の軌跡と今後の課題」と題して、パーシェイル講師からは「アイルランドにおける高等教育の品質保証と高等教育訓練資格評議会」と題して、講演があった。両講師の講演に引き続き、機構関係者を中心とした参加者と講師との間で、活発な意見交換が行われた。ちなみに、高等教育訓練資格評議会（The Higher Education and Training Awards Council, HETAC）は、学位授与機構創設の際に参考とされた英国の全国学位授与評議会（CNAA）が解散している現在、学位授与に係る組織や機能において本機構と類似点が多い、世界でも数少ないと思われる機関である。

「記念誌」は、学位授与機構の創設当時の関係者や学位取得者からの寄稿、学位授与制度についての説明、学位についての調査や研究、機構組織、関係法規・規定等、学位授与事業全般について網羅したものであり、研究会、式典、祝賀会の出席者に資料として配布するとともに、全国の大学、短期大学、高等専門学校及び教育関係機関等に配布した。

また、自己点検・評価については、学位授与事業の全般に亘り行った結果を、平成13年11月に『自己点検・評価報告書—学位授与事業に関する自己点検・評価—』としてまとめた。次いで、この自己点検・評価結果を基に、平成13年12月に外部委員による現地調査・ヒアリングを受け、平成14年3月には『外部検証報告書—学位授与事業に関する外部検証—』をまとめていただいた。これらの報告書を合わせて、平成14年7月に『自己点検・評価及び外部検証報告書

『学位授与事業に関して』として発行した。この報告書の中では、学位授与事業全体について、平成3年の創設以来、当初の目的・目標をおおむね達成しているものと評価できるとされる一方で、機構の認知度の向上の必要、専攻科を経由することなく学位を申請する者が少ないこと、高等教育改革や社会の変化を見込んだ機構の将来展望についての検討等について、指摘があった。

第4節 学位授与者数等の概要

以上の結果、短期大学・高等専門学校卒業者等に対する学士の学位の授与（学位規則第6条第1項関係）について、大塚地区時代最後の平成14年度までの申請者の総数は13,825名（うち認定専攻科修了見込者8,572名）、授与者の総数は12,287名（うち認定専攻科修了見込者7,765名）に伸びている。

また、同時点での省庁大学校の各課程修了者に対する学位授与者数の総数は11,888名（学士が10,612名、修士が1,089名、博士が187名）となっている。



大塚地区お別れの日（平成15年3月20日）

学位取得で、道が開けました

脇本直美

まずは学位授与事業20周年、おめでとうございます。

私は2006年に「学士（文学）」（専攻の区分「国語国文学」）の学位を取得しました。今回、寄稿させていただき大変光栄に思っております。

私が「大学評価・学位授与機構」の存在を知ったのは、かれこれ17年前、短大に入学した年のことです。もともと、四年制大学への進学を希望していましたが、志望大学は叶いませんでした。編入学が叶うかどうかはわからない。浪人はできない。しかし、入学した短大に、学位取得が可能な「認定専攻科」があることがわかり、「そうか、こういう道もある！」と勇気づけられました。

短大を卒業し、専攻科に進学、修了。私は社会人として働きながら、足りない分の単位を大学で「科目等履修生」として取得し、論文を書き、学位授与機構での試験をクリアすればめでたく学位取得！…と張り切っていましたが、現実には甘くはなく、仕事や生活で手一杯で、勉強の時間がなかなか確保できませんでした。

悩んでいる間に時は過ぎ、ある日突然、「卒業してもう何年経った…？ 私は何をやっているのだろう。みんながんばっているのに…」という焦りが襲ってきました。

当時、同じ専攻科卒業の親友は、別の分野を学びたいと四年制大学に入り直し、新たな目標に向かっていました。また、短大時代の友人も、やはり別の分野を学ぶため血のにじむような努力で大学院に進みました。だから、焦りもより強くなったのです。転職も考えていたので、四大卒なら就職の選択肢も広がります。四大卒同等の「学位」取得を諦めたくはなく、「必ず30歳までに！」と決意し、夫にも宣言。それから1年半で学位を取得しました。

私の場合は、フルタイム勤務+残業。結婚しているため家事もある。勉強時間をど

うやって確保するか考えましたが、結果的には通勤電車での往復40分と、駅と会社の往復30分（録音した授業を聴く）が最も集中して勉強できました。ただ、大学での試験直前と、論文の執筆中は、さすがに徹夜になってしまいましたが、学生時代以来の緊張感（と恐怖感？）を味わえました。楽ではありませんでしたが、家族をはじめ、ゼミの教授、親友たちの励ましがあり、なんとか乗り越えることができました。

そして、忘れもしない12月の寒い朝。機構での試験当日、会場を見渡すと幅広い年齢層のかたが受験していることがわかり、心強かったです。さまざまなライフステージにしながら、自分のペースで学習を進め、学位を取得できる。「年齢制限がない」ということは、大きなメリットだと思います。

試験の出来は正直なところ自信がありませんでしたので、合否を待つ時間はとても長く感じられました。晴れて「学位記」を受け取った時は、喜びと、「30歳までに」という目標が叶った達成感でいっぱいでした。そして、働きながら学位を取得できたということは、根性のない私にとって大きな自信になりました。転職活動の面接では「努力家なんですね、我が社でもそのガッツを期待していますよ」と評価していただけて、とても嬉しかったです。

最後に、学位を取得したことにより、将来、大学院を受験して臨床心理士を目指すという夢を、現実考えることができるようになり、道が開けました。現在、けっして明るい世の中ではありませんが、夢を持ち、前を向いて生きることができることはありがたいです。学位授与事業に、いまでも深く感謝しています。ありがとうございました。今後ますますのご発展をお祈りしております。

平成18年「学士（文学）」取得
出版社勤務

国立看護大学校研究課程部での学びを振り返って

能見清子

学位授与事業20周年おめでとうございます。私は国立国際医療研究センターで8年間看護師として勤務した後、国立看護大学校研究課程部に籍をおき、学位授与機構から修士（看護学）の学位を授与されました。学位取得後、国立看護大学校基礎看護学の助教として着任し、今年で3年目になります。

国立看護大学校で修士の学位を取得した経緯について振り返りたいと思います。私は、研究テーマ絞り込みの際、英語論文の読解が苦手だったため、抄読会にて毎週1～2本の論文をクリティークしました。研究計画書を作成すると、国立国際医療研究センターの倫理審査を受けました。倫理審査では医師や弁護士の方々より、研究の倫理性について厳正な審査を受け、安心して研究をすすめることができました。研究は政策医療を担う病院に勤務する看護職員を対象に質問紙調査を行いました。調査協力を得るために看護部長あてに依頼文を作成したり、研究協力のお願いに伺ったり、調査させていただくまでのプロセスを学ぶことができました。データ収集が終わると統計解析を行いました。初めてSPSSやAmos統計解析ソフトを使用したため、参考書や解説書を読みながら分析をすすめ、解析により導き出された発見に胸を躍らせたことを今でも鮮明に覚えています。分析が終わると論文作成です。テーマから考察まで一貫した論文に仕上げるために、何度も推敲を重ねました。国立看護大学校研究課程部では、研究計画発表会、中間発表会、最終発表会が設けられ、主査、副査からも、様々な角度から意見をいただくことができます。学内審査に合格した後、学位授与機構において論文審査を受けました。私は看

護管理に関する研究を行ったのですが、審査員の先生方との質疑応答の中で、関連分野への理解をより深めることができたと思います。このような経緯を経て、私自身達成感のある特別研究論文を完成することができました。修了後、研究課程部で学んだ成果を学会発表3件、研究報告1件、原著論文1件として公表しました。

このように研究初学者の私が、充実した研究を行うことができたのも、研究テーマの絞り込みから論文作成まで、研究指導教員が丁寧に指導して下さったお陰です。現在の教育活動においても、講義資料を作成するにあたり様々な文献をまとめる力や、講義を行う際いかに学生に解りやすく伝えるかなど、研究課程部で培った能力が活かされています。学位取得のために学位授与機構の審査を必要とする教育機関は数少ないと思いますが、このような研究課程部で学び、学位を得ることができ本当に良かったと思います。国立看護大学校に博士課程が開設された際には、ぜひ進学して博士の学位を取得したいと思います。

平成21年「修士（看護学）」取得
国立看護大学校基礎看護学助教

学位授与の20年

山本 頼 綱

独立行政法人大学評価・学位授与機構が20周年の節目を迎えるにあたり、心よりお慶び申し上げます。私の所属する防衛医科大学校の研究科（大学院）は、ちょうど20年前の平成3年に学位規則（昭和28年文部省令第9号）に規定される「大学院の博士課程に相当する教育を行う課程」として認定され、本校研究科を修了した者は、機構が実施する論文審査及び試験に合格することにより、博士の学位を授与していただけることとなりました。文部科学省傘下ではない省庁大学校では学位を取得することができなかったためです。以降第1期から第20期までの修了者345名全員が機構の実施する試験に合格し、博士の学位が授与されています。したがって、学位授与の20年は、まさに当校研究科の学位授与の20年でもあり、その歴史は本校研究科の歴史でもあるわけです。

奇しくも、同じ20年前、平成3年に大学校に入学した私は、卒業後、内科学（内分泌代謝学）を専攻し、臨床研修を経て研究科に進学しました。4年間のつらく楽しい研究生生活の後、平成21年2月に博士（医学）の学位を取得しました。

学位審査の口頭試問は年の瀬も押し寄せ、12月の終わりでした。その日だけは街の喧騒がやけに遠く、なんだか世界が変わってしまったようでした。冬至を越えたばかりのとても寒い日でした。試問開始は午後6時すぎ、あたりはすでにずいぶんと暗くなっています。どうやら自分はその日の最後の受験者の様でした。構内に入ると、もうすでに人影はほとんどありません。開始時間を確認します。もう朝から何度も何度も繰り返している行動です。間違っていないことはわかっているのに。建物に入り、

誰もいない待合室に通されました。静かでした。まるで世界に自分一人になってしまったような漠然とした不安感がおそってきます。大丈夫、大丈夫、と自分に言い聞かせます。幾度となく発表してきた内容じゃないか、結局は今までの積み重ねを信じるしかないのだと。

「それでは始めてください。」開始の合図で自分の中のスイッチが「カチッ」と入ります。無我夢中で発表し、気づいたら試験は終わっていました。こちらの意図を上手に伝えられたらどうか、あそこはもう少し丁寧に提示すべきではなかったのか。反省はちらほら、しかし不思議と後悔はありませんでした。

毎年毎年、幾人もの人たちが、同じような緊張の中で試験に挑戦し、その一つ一つの積み重ねが機構の歴史となっていくのだとしたら、その歴史の一部に存在できたことを本当に嬉しく、また誇りに思います。これからも、末永くその歴史が続かれることをお祈りいたします。

平成21年「博士（医学）」取得
防衛医科大学校防衛医学研究センター所属

口頭試問に臨んで

篠崎正郎

防衛大学校の研究科学生には、学位論文を書き上げて学内の最終審査に合格した後、さらにもう1段のハードルがある。大学評価・学位授与機構における審査である。3名の審査員はすべて他大学の先生方であり、口頭試問の会場で初めて顔を合わせることになる。そして、わずか1時間程度の試問時間の間に論文のオリジナリティや学術的貢献を説明し、質疑応答をこなし、修士レベルの学識があると納得して頂かねばならない。受験者の立場からはハードな制度であるが、何のヒューマン・コネクションもない状態において、純粹に実力勝負になるという点では、きわめて公正な審査であると思う。しかし、そのように達観できるのは、審査が終わった今になってからのことであり、受験前はどうなることかと不安で仕方がなかったことを思い出す。

私の専門はイギリス外交史である。イギリスでは政府内文書の公開制度が進んでおり、たとえば外務省や国防省における機密文書であっても、作成時点から30年が経過すれば、機密解除されて一般に公開されるという、「30年ルール」が定着している。私はこの制度を利用して、ロンドン郊外にあるイギリス公文書館に足繁く通ってひたすら公文書を読み、1960年代後半から70年代にかけてイギリスが世界規模の軍事プレゼンスを縮小していく過程を分析した。

苦勞して書き上げた修士論文ではあったが、不安が尽きなかったので、受験前には自分の論文を何度も精読し、用いた文献・史料をもう一度総復習し、周辺分野の知識についてもおさらいをした。想定問答集も用意した。

実際に審査に臨むと、審査員の先生方は和やかな雰囲気の中で好意的に接してくだ

さり、「史料をよく読んでいる」「明確な主張があっておもしろい」など有り難いコメントを頂いた。質問の端々から、先生方が私の論文を相当丁寧に読んで下さっているということがうかがえた。おかげで、口頭試問では相当深い議論を展開することができた。受験前の不安は吹き飛び、充実感にあふれる1時間となった。審査は2月であり、入試や定期試験などで、大学の先生方が多忙を極める時期である。そういう折にも関わらず、先生方が私の論文審査のために相当のエネルギーを費やして下さったことには改めて感謝申し上げたい。

そうして、論文は修正箇所もなく合格となり、修士号（安全保障学）を授与された。私はその後、後期課程に進学し、引き続きイギリス外交史の分野で博士論文を準備している。口頭試問で頂いた指摘やコメントも、今の研究の中に活かしている。これからも大いに研鑽を積み、さらなる豊かな研究成果を携え、博士論文の審査で再び大学評価・学位授与機構の門を叩きたいと思っている。

平成22年「修士（安全保障学）」取得
航空自衛隊1等空尉

平成22年4月より防衛大学校総合安全保障
研究科後期課程在学中

第4章 独立行政法人への移行〔小平地区：平成15年4月～現在〕

第1節 小平移転と独立法人化

1 小平本館の整備

平成12年4月の改組に伴う事業規模の拡大により、機構が3箇所（筑波大学大塚地区、学術総合センター、東京工業大学すずかけ台キャンパス）の施設を借用して業務を行うようになったことは、前に述べたところであるが、平成12年度補正予算により、文部科学省直轄工事として新施設の整備が進められることとなった。

新施設（地上7階、地下1階）は、一橋大学小平国際キャンパス（小平市学園西町）の一角で、周辺を閑静な住宅地、武蔵野の面影を残す緑地帯に囲まれた静かな環境下にあるところに整備された。工期は、平成13年12月から平成15年2月であった。筑波大学大塚地区から新施設への荷物引越しは平成15年3月21日（春分の日）から22日（土曜日）にかけて行われ、24日の月曜日から小平地区となった。

平成15年度の機構組織は、評価事業部に企画主幹が新設された以外は平成12年度の組織（図3）と変わらないが、平成15年度当初の教職員の定員は、大学評価事業の充実化に伴う評価関係部門の計画的増員により、152名（機構長1、副機構長2、評価研究部19、学位審査研究部9、管理部48、評価事業部73）となっていた。

平成15年5月8日には、文部科学省ほか内外の関係者約200人の出席をいただいて小平新施設竣工記念式典及び祝賀会が挙行された。

新施設の完成により、学位授与事業と大学評価事業という機構に課せられた二つの使命を果たし得る体制が施設面でも整ったこととなり、法令上の位置も、創設以来の神奈川県から東京都に変更された（国立学校設置法施行規則第51条〔当時〕）。また、図書資料室が設置（平成15年6月からは図書館間相互貸借（ILL）に加入）されるなど、設備・運用面での充実も図られた。なお、これまで借用していた学術総合センターのうちの一部（11階）は、東京連絡所（平成17年度からは竹橋オフィス）として、学位審査会を始め全国からの大学教員を構成委員とする諸会合の開催会場等として活用することとなった。

加えて、これまで東京大学を始めとする大学等の施設を借用して実施してきた東京地区試験会場について、面接試験については平成16年度10月期から、小論文試験については平成17年度4月期から、小平本館内で行うことができるようになった。

2 独立行政法人化

上述した小平新施設竣工記念式典及び祝賀会が挙行されていたとき、国立大学法人法案関連6法案の一つとして、国会において審議されていた独立行政法人大学評価・学位授与機構法案は、平成15年7月16日に公布され、平成15年10月1日に施行された。これにより、機構は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条に規定する、国立学校設置法及び国立学校特別会計法の廃止期日である平成16年4月1日から、独立法人通則法に規定する独立行政法人として発足することとなった。また、機構の独立行政法人化に併せて、学位授与に関する学校教育法及び学位規則の該当規定も、「大学評価・学位授与機構」が「独立法人大学評価・学位授与機構」と改正された。

独立行政法人大学評価・学位授与機構法は、機構の目的、事務所、業務の範囲について、次のように規定している。

(機構の目的)

第3条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第68条の2第4項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。

(事務所)

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(業務の範囲)

第16条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 学校教育法第68条の2第3項の規定により、学位を授与すること。
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 (省略)

3 第1項第一号の評価の実施の手続きその他同号の評価に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

機構は、これまで、大学共同体の一員として、国立学校設置法上で大学共同利用機関的な位置付けがなされていたが、国立学校設置法が廃止され、機構は独立行政法人へ、国立大学は国立大学法人へ、大学共同利用機関は大学共同利用機関法人へと移行したことにより、法制上の位置付けは大学や大学共同利用機関とは別なものとなったことになる。しかし、法制上の位置付けは変わっても、機構の学位授与のための審査が、全国の大学教員の参画を得て自立的に行われるべきものであることは論を俟たないであろう。このことは、独立行政法人通則法が「法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。」（同法第20条第1項）と規定しているのに対して、独立行政法人大学評価・学位授与機構法が特に、「文部科学大臣は、通則法第20条第1項の規定により機構長を任命しようとするときは、あらかじめ、第14条に規定する評議員会の意見を聴かなければならない。」（同法第10条）、かつ、「評議員会は、第10条の規定による機構長の任命に関し文部科学大臣に意見を述べるほか、(省略)」（同法第14条第4項）と規定しているところにも表れている。

独立行政法人として発足当初の平成16年度の機構組織は図4（59頁）に示すとおりである。

第2節 学位授与事業の拡張

1 独法化と学位審査会

機構の独立行政法人化に伴う独立行政法人大学評価・学位授与機構学位審査会規則等の関係

諸規則等の制定と学位授与事業に係る中期計画・年度計画案は第69回学位審査会（平成16年3月16日開催）において了承された。審査会時代から通して第69回まで数えた学位審査会は、独立行政法人に移行した平成16年度から、年度ごとにその開催回数をカウントすることとなった。

平成17年度より、学位審査会に置かれている専門委員会の新規就任委員を対象に、機構が実施する学位授与制度に関する説明と質疑応答を行う学位審査会専門委員協議会を開催することとした。これは、機構の学位授与審査に協力いただく新任の専門委員に対して包括的な説明を行うことにより、従来の各専門委員会・部会での説明を補強することを意図するものである。平成17年4月25日に最初の協議会を開催して以降、毎年4月下旬に開催している。

なお、詳細は「2 調査研究」に譲るが、機構の独立行政法人への移行を契機に着手した調査研究の一環として、平成17年3月には外部の高等教育研究者と文部科学省と学位審査研究部の教員で組織する「学位システム研究会」を発足させ、学位に関する調査研究を開始していることを付記しておく。

2 短期大学・高等専門学校卒業者等への学士の学位授与関係

(1) 専攻の区分の新設と改変

<専攻の区分の新設>

ア 社会システム工学

近年複合領域の進展により従来の個別専門分野では対処しにくい場合が発生する傾向にあり、特に社会科学と工学との学際的な領域の申請者が今後増えることが予想されるに至った。このため、社会科学と工学との複合領域において学修の体系性を持ちつつ多様な学修を行う者を対象として適切な学位審査を行うことができるようにするため、工学・芸術工学専門委員会の従来の部会に加えて「社会システム工学部会」（仮称）を新設し、新たな専攻基準の設定に向けて検討を開始することが、平成16年度第2回学位審査会（平成16年8月24日開催）において了承された。

調査研究協力者会議〔社会システム工学部会（仮称）関係〕において作成された社会システム工学の専攻基準案は、平成16年度第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において了承され、平成17年度版「新しい学士への途」に掲載された。

イ 口腔保健衛生学

歯科衛生士の養成課程を有する短期大学からの要請を契機として、現行の学位授与制度にはない口腔保健の分野に対応する専攻の区分の設定について検討を開始することが、平成18年度第3回学位審査会（平成18年11月10日開催）において了承された。これを受けて、①口腔保健の分野に対応する専攻の区分を設定することの必要性、②専攻分野・専攻の区分の名称、③審査基準の設定について、調査研究協力者会議〔口腔保健学（仮称）関係〕により審議検討を行い、審査組織として口腔保健学専門委員会口腔保健衛生学部会を設置するとともに、専攻分野を「口腔保健学」、専攻の区分を「口腔保健衛生学」とする修得単位の審査の基準案を取りまとめた。

この結果は、平成18年度第4回学位審査会（平成19年2月16日開催）において了承されたが、申請予定者は当該基準に基づいて学修を重ねることから、機構のウェブサイトで1年間の周知を図った上で、平成20年度版「新しい学士への途」に掲載された。

ウ 視能矯正学

視機能の管理及びリハビリテーションに関する学問である視能矯正学に係る専攻の区分新設の必要性について、調査研究協力者会議を開催して検討した結果、①当該専攻区分を設定する

ことが適当であること、②専攻分野は「保健衛生学」、専攻の区分は「視能矯正学」とすることが適当であること、③修得単位の審査の基準については大学での教育状況を十分に参考にしつつ作成していくことが適当である、との結論に至った。そこで、この結論を平成19年度第4回学位審査会（平成20年2月13日開催）に報告し了承を得た上で、視能矯正学の修得単位の審査の基準及び専門科目の例示科目の検討を重ねた。

この最終的な検討結果は、平成20年度第1回学位審査会（平成20年5月14日開催）において了承されたが、口腔保健衛生学の場合と同様に1年間の周知期間を置いて、平成21年度版「新しい学士への途」に掲載された。

エ 口腔保健技工学

平成22年度第2回学位審査会（平成22年8月24日開催）において、歯科技工学の分野に対応する専攻の区分の設定の必要性について調査研究協力者会議により検討していることが報告され、新たに専攻の区分を設ける方向で取り進めることが了承された。これを受けて、調査研究協力者会議で検討を重ねた結果、専攻分野「口腔保健学」に専攻の区分として「口腔保健技工学」を新たに設置することとし、その修得単位の審査の基準案を作成した。また、審査体制については、現行の口腔保健衛生学部会は廃止し、口腔保健衛生学とともに口腔保健学専門委員会で審査を行うこととされた。

この結果は、平成22年度第3回学位審査会（平成22年11月9日開催）において了承を得た後、機構のウェブサイトで周知の上、平成23年度版「新しい学士への途」に掲載された。

<薬学の廃止と薬科学の設定>

平成16年5月の学校教育法の改正により、薬剤師の養成を目的とする薬学教育については、学部段階の修業年限を4年から6年に延長することとされたことにより、平成18年度からの薬学部は、薬剤師の養成を目的とする6年制と薬剤師の養成を目的としない4年制とが並存することとなった。このため、現行の専攻の区分「薬学」の取扱いをどのようにするかについて、医学・薬学専門委員会において検討を行った結果、専攻の区分「薬学」は平成21年度をもって廃止し、4年制の薬学教育に対応する専攻の区分として新たに「薬科学」を設定することとともに、「薬科学」の修得単位の審査の基準案を作成した。

この結果は、平成19年度第3回学位審査会（平成19年11月9日開催）において了承を得た後、平成20年度版及び21年度版で周知の上、平成22年度版「新しい学士への途」に掲載された。

(2) 審査に係る諸事項の改善・充実

<不合格者に対する通知の改善>

機構による学位授与の審査では、「修得単位の審査」と「学修成果・試験の審査」の両方が「可」と判定されて「合格」となり、そのいずれか一方あるいは両方が「不可」の場合は「不合格」となる。そして、「学修成果・試験の審査」の結果が「不可」の場合は、次の4種類の不可判定理由から一つを選んで通知してきた。

- イ 学修成果のテーマの設定が適切でない。
- ロ 学修成果の内容が水準に達していない。
- ハ 試験の結果、学修成果の内容が学力として定着しているとは認められない。
- ニ 試験を受けていない。

このうち、不可判定理由が「イ」又は「ロ」の場合、再申請する際には、学修成果の書き直しが必要であるが、不合格者にとって、どこをどのように書き直せばよいかは必ずしも明確ではなかった。この点も含め、学修成果・試験の不可判定理由の通知の改善策について、各専門

委員会・部会で検討することが、第65回学位審査会（平成15年5月16日開催）において了承された。

平成15年度から16年度にかけて、学位審査研究部会議で議論の積み重ねを行うとともに、各専門委員会・部会での試行も含めた検討の結果、不可判定理由が「イ」又は「ロ」で不可となった申請者に、「新しい学士への途」に学修成果をレポートとする場合に留意すべき事項として記載している各項目の中から該当する項目に対応する事項（「学修成果書き直しのための留意事項」）を追加して通知することが適切であるという結論に至った。この結論は平成17年度第1回学位審査会（平成17年5月13日開催）に報告され、原案を一部修正して平成17年度4月期も試行を重ねた上で、平成17年度10月期から本格的に実施することとされた。

平成17年度10月期の合否判定の結果通知から開始されたこの取扱いについて、平成19年度からは、同様の理由により連続して不合格となった申請者には必要に応じて別途個別の不可理由を伝えることも実施するようになってきている。さらに、「イ」又は「ロ」に加えて「ハ」で不合格になった申請者に対しても、個別の不可理由を通知することができるようにすることを目指して、平成23年度4月期から各専門委員会・部会で試行を開始するに至っている。

<別日程・場所による試験の実施>

身体に障害のある学士の学位授与申請者のために、平成11年度4月期及び10月期に別に日程・会場を設定して試験を実施したことは前に述べたが、平成15年度10月期東京地区及び平成17年度10月期札幌地区の小論文試験においても、別に日程・会場を設定して試験を実施した。

また、平成21年度10月期の面接試験及び小論文試験では、新型インフルエンザに罹患して受験できなかった申請者8名（面接試験3名、小論文試験5名）に対して、平成22年1月10日（日曜日）に小平本館で追試験を実施した。

<試験場の新設>

機構の小論文試験は、平成14年度10月期から全国3か所（東京、大阪、福岡）で実施してきたが、引き続き申請者の利便と経済的負担の軽減を考慮して、平成16年度4月期から新たに北海道地区に試験場を設置することについて、第67回学位審査会（平成15年11月11日開催）の了承を得た。北海道地区の試験場は、北海道大学の協力を得て、道庁所在地であり交通の便もよい札幌で実施することとされた。

更に、平成22年度10月期からは、岡山大学の協力を得て岡山地区でも小論文試験を実施することが、平成21年度第3回学位審査会（平成21年11月10日開催）において了承された。ただし、中国・四国地区を中心とする申請者総数及び4月期・10月期の申請者数を勘案して、岡山地区での実施は10月期だけとしている。

<認定専攻科を通じた早期の学位記送付>

認定専攻科を有する短期大学からの、機構の学位記を専攻科の修了式で修了証書と併せて手交できるようにしたいという要望を受けて、これまでの申請者本人への直接送付に加え、申請者本人が希望する場合には、専攻科の修了式の際などに在学する短期大学又は高等専門学校を通じて学位記を受け取ることができるよう、これまでよりも早期に学位記を送付することができるような体制（従来「3月16日以降」としていた学位授与日を「3月1日以降」に変更）を整えた。この取扱いは、平成18年度第2回学位審査会（平成18年8月25日開催）において了承され、平成18年度10月期申請から実施された。

<「新しい学士への途」記述の充実化>

学位授与申請案内書である「新しい学士への途」を毎年度改善を図りながら発行してきたが、

特に平成19年度版においては、構成を学位授与申請者目線からのものに改めるとともに、説明には図表も追加して、この制度をより理解してもらえるようにした。また、学位授与申請予定者等がそれぞれの専攻の区分において修得単位の審査の基準に基づき体系的に学修することの意義などについて理解を深めてもらえるよう、それぞれの専門分野における学修に関する解説を追加した。

＜総合理学部会の設置＞

専攻の区分「総合理学」の審査は、それまで理学専門委員会各部会に所属する専門委員が、申請内容と専門分野を勘案しながら当たってきたが、平成18年度第4回学位審査会（平成19年2月16日開催）において、時代に即応したよりの確な審査を行うため、理学専門委員会に新たに総合理学部会を設置することが了承された。この審査は平成19年度4月期から実施された。

＜専攻の区分「商船学」の見込み申請への対応＞

平成16年度に認定を受け平成17年度に設置された5商船高等専門学校の専攻科のうち、商船学系の専攻科の修了時期は、本科の商船学科の修業年限が5年6ヶ月であることから、その他の専攻科の場合（3月）と異なり、9月であった。

このため、これらの商船学系の専攻科修了者についても見込み申請の取扱いをできるようにするため、最初の学位授与申請が予定される平成19年度4月期申請から見込み申請を可能とするよう取扱いの改正を行った。なお、商船以外の高等専門学校や短期大学の専攻科で9月に修了する見込みのものについても同様の取扱いとしている。これらの取扱いは、平成18年度第2回（平成18年8月25日開催）及び第3回（平成18年11月10日開催）学位審査会において了承され、平成19年度版「新しい学士への途」に掲載された。

＜電子申請システムの導入＞

これまで学位授与申請は郵送による申請のみであったが、平成20年度4月期からはインターネットを利用した電子申請による申請も受け付けることとした。電子申請の場合であっても、証明書類や学修成果等の必要書類は、別途、期限までに機構に郵送する必要があるが、電子申請システムを利用することにより、機構のウェブサイト画面上で各種入力支援機能（プルダウンメニューや単位数の自動計算など）を用いることができ、申請者にとっては従来の郵送による申請に比べ申請の際の労力が軽減されるとともに、誤記入が減少するなどの利点がある。

この電子申請システムの導入については、平成19年度第1回学位審査会（平成19年5月16日開催）及び第3回学位審査会（平成19年11月9日開催）において報告、了承を得て、平成20年度版「新しい学士への途」に掲載された。

平成20年度に電子申請システムによる申請を行った申請者は、4月期には91人（全申請者数457人）、10月期は600人（全申請者数2,498人）で、全申請者におけるシステム利用率は23.4%であった。平成22年度の4月期は175人（全申請者数415人）、10月期は1,238人（全申請者数2,580人）、全申請者におけるシステム利用率は47.2%で、着実に増加している。なお、平成23年度4月期については、平成23年3月11日に発生した東日本大地震に伴う東京電力の計画停電の影響により、電子申請システムの利用は中止された。

(3) 認定専攻科の取扱い

＜教育の実施状況等の審査についての取扱いの弾力化＞

認定専攻科に係る教育の実施状況等の審査は、原則として5年ごとに行ってきたが、平成19年度から実施対象となる認定年度が三巡目に入るに際し、これまでの実施状況を踏まえ、各専門委員会・部会における審査及び認定専攻科における業務の双方の負担軽減を図る観点から、

次のように取り扱うこととすることが、平成19年度第3回学位審査会（平成19年11月9日開催）において了承された。

- 認定の要件等を満たす教育が実施されていることの確認は重要であるため、認定後最初の審査は原則5年後とするが、以降については原則7年ごととする。
- ただし、学位の質保証の観点から、機構長が必要と認める場合には、次の審査の前であっても再審査を行うことができるものとする。

なお、この取扱いの実施時期については、平成20年度の審査対象校に対しては既に実施通知を行っていることから、平成21年度以降の審査から適用することとされた。

<学位授与事業に関する協議会の開催>

平成14年2月13日以降開催されていなかった、認定専攻科を置く短期大学及び高等専門学校の教職員を対象とした学位授与事業に関する説明会を、平成21年4月4日に一橋記念講堂で開催した。当日は、学位授与事業に関する機構側からの説明に引き続き、活発な質疑応答が行われ、出席者からの多くの質問に対して、時間内に回答することができない事項が残った。このため、回答することができなかった事項について、平成21年8月までに学位授与「Q & A」を作成し、出席のあった各短期大学及び高等専門学校宛に送付した。

3 省庁大学校の課程修了者への学位授与関係

<防衛大学校理工学研究科後期課程修了者からの申請への対応>

平成16年度から防衛大学校理工学研究科後期課程修了者からの博士の学位授与申請の審査が始まることを踏まえ、まず、それまで防衛医科大学校医学研究科修了者に対して運用されてきた「学位（博士）授与申請論文の取扱いについて」（平成4年2月22日医学専門委員会）との調整が必要となった。このため、第58回（平成14年2月14日開催）及び第59回（平成14年3月15日開催）学位審査会において審議の上、新たな「学位（博士）授与申請論文の取扱いについて」が承認され、平成16年度申請者から適用することとされた。

次いで、第65回学位審査会（平成15年5月16日開催）において、学位授与に係る審査方法及び今後のスケジュールについて、次のとおりとすることが了承された。

平成15年9月：防衛大学校が学術総合センターで実施する後期課程の予備審査に専門委員会委員が同席

平成16年3月：防衛大学校理工学研究科後期課程修了

3月末：学位授与申請書の提出

5月：学位審査会から専門委員会に審査を付託

6月～7月：専門委員により論文の審査及び口頭試問を実施

8月：学位審査会において学位授与の可否について審査

9月：学位審査会の報告に基づき博士の学位記を授与

この日程により、初年度の防衛大学校理工学研究科後期課程修了者に係る博士の学位授与審査が行われ、平成16年9月17日に、5名に対する学位記伝達が行われた。学位に付記する専攻分野の名称は、理工学研究科前期課程修了者の場合と同様「理学」又は「工学」である。

なお、防衛大学校が実施する後期課程の予備審査に専門委員会委員が同席する取扱いは、平成18年度第2回学位審査会（平成18年8月25日開催）において、平成19年度以降の取りやめが決められるまでの4年間実施された。

<国立看護大学校修士相当課程の認定>

平成16年9月に、国立看護大学校から研究課程部看護学研究科（大学院の修士課程相当）に

ついて認定の申出があり、平成16年度第3回学位審査会（平成16年11月9日開催）が付託した看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会看護学部会において教育課程・教員組織等の審査を行った結果、第4回学位審査会（平成17年2月10日開催）において、大学院の修士課程と同等の水準にあると認められた。

なお、国立看護大学校については、看護学部の学年進行終了時（平成17年3月）までに修士相当課程の設置が予定されていたため、平成16年4月から、課程認定のための事前相談に応じて必要な説明や助言を行うとともに、専門的な事項に係る事前相談に対応するため、看護学部会の主査及び看護学の各分野の代表者で構成されるワーキンググループを設置（平成16年度第2回学位審査会（平成16年8月24日開催）承認）して検討を行い、国立看護大学校に対して意見を伝達した。

国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了者に係る修士の学位授与の審査は、平成19年度に開始され、平成19年9月に、11名に対する学位記伝達が行われた。学位に付記する専攻分野の名称は、看護学部看護学科修了者の場合と同様「看護学」である。

<教育の実施状況等の審査についての取扱いの弾力化>

各省庁大学校の認定課程に係る教育の実施状況等の審査については、原則として5年ごとに行うこととなっているが、認定年度によってバラツキがあることから、平成19年度には6大学校8課程の審査を行うこととなる一方で、平成20年度には審査対象がないという状況となった。このため、平成18年度第2回学位審査会（平成18年8月25日開催）において、専門委員会・部会における審査の平準化を図り、かつ、大学校における業務の負担軽減を図るため、審査対象の一部（2大学校の4課程）について、該当課程を置く大学校（防衛医科大学校及び独立行政法人水産大学校）の了承を得た上で、審査年度を変更（2大学校の3課程については1年遅らせて平成20年度に、1大学校の1課程については1年早めて平成20年度に）する措置をとることが了承された。

この取扱いに基づき、平成19年度には4大学校5課程の審査が、平成20年度には2大学校4課程の審査が行われ、いずれも「適」と判定された。

<修士の課程修了見込みでの申請受付の開始>

学位授与申請者や関係者から、就職や進学等の次のステップに進む際の接続がよいことから、課程修了時期に合わせて学位を授与してほしいという要望は従来からあったが、実現には至っていないのが実情であった。しかしながら、機構として、学位授与申請者からの要望は可能な範囲において尊重すべきであること、学士の学位授与において見込み申請を認めていること、従来の学位授与スケジュールに加えて新たな選択肢を提供すること自体が学位授与申請者の利益となることなどに鑑み、選択肢の一つとして3月末での学位授与の道を開くことが重要であると判断するに至った。

このため、平成19年度第1回学位審査会（平成19年5月16日開催）において、現行のスケジュールに加え、認定課程を3月に修了する見込みの者が当該年度内の修士の学位の授与を希望する場合には、当該年度の12月の課程修了見込み時点での学位授与の申請ができるスケジュールを新たに設定することを説明し、了承を得た。

この新しいスケジュールによる最初の申請者12名（独立行政法人水産大学校水産学研究科修了見込者5名、国立看護大学校研究課程部看護学研究科修了見込者7名）については、平成19年12月末から平成20年2月中旬にかけて論文審査及び口頭試問を実施し、平成19年度第5回学位審査会（平成20年3月25日開催）において全員合格と判定され、年度内に修士の学位を授与

した。このスケジュールには、平成20年度には職業能力開発総合大学校、平成21年度には防衛大学校の課程修了見込者からの申請が加わっている。

<防衛大学校総合安全保障研究科後期課程の認定>

平成20年9月に、防衛大学校総合安全保障研究科後期課程について認定の申出があり、平成20年度第3回学位審査会（平成20年11月10日開催）が付託した社会科学専門委員会において教育課程・教員組織等の審査を行った結果、第4回学位審査会（平成21年2月13日開催）において、大学院の博士課程と同等の水準にあると認められた。また、この後期課程修了者に授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、前期課程の場合と同様、「安全保障学」とされた。この後期課程修了者に係る最初の博士の学位授与審査が開始されるのは、平成24年度からの予定である。

第3節 外部検証の実施

平成16年4月1日から独立行政法人として発足した機構の中期計画（平成16年度～20年度）においては、自己点検・評価を毎年度行うとともに、平成19年度～20年度の間外部の有識者で構成される組織において、自己点検・評価の結果についての検証を実施することが定められていた。

これを受けて、機構の業務の改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、平成19年度に、外部の有識者6人で構成される「外部検証委員会」によって、平成16年度から18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目ごとに機構の業務全般について検証を実施した。このうち、機構の2大事業である学位授与事業と認証評価事業については、親委員会である「外部検証委員会」の小委員会として「学位授与に関する外部検証委員会」及び「認証評価に関する外部検証委員会」を設置して検証を行った。検証結果は「外部検証報告書」として取りまとめ、機構のウェブサイトにおいて公表した。

この外部検証における学位授与事業への大きな指摘としては、学位の質保証のための審査体制の維持・拡充、学位取得希望者増加のための積極的な情報提供の実施、省庁大学校との相互理解の推進などであった。

第4節 現在の組織体制と今後の課題

平成21年4月1日には、木村孟第2代機構長の任期満了を受けて、現（第3代）機構長として平野眞一前名古屋大学長が就任した。

平成22年4月28日、行政刷新会議による独立行政法人を対象とした事業仕分けの一環として、機構に係る事業仕分けが行われ、学位授与事業に対する結果は、「事業規模は縮減、国費は投入しない」というものであった。また、平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」においては、機構の行う学位授与事業について、「省庁大学校の課程修了者に対する学位授与については、国費を投入しない。」とされた。このような状況の中で、現在（平成23年4月）の組織体制は、機構図（334頁）に示すとおり、より効果的に研究体制が組み立てられるようにするため、それまでの学位審査と評価の2つの研究部が1つの研究開発部に統合されている。

学位授与事業は関係各位のご協力を得て着実に進展してきており、平成22年度現在までの短期大学・高等専門学校卒業者等に対する学士の学位授与者の総数は33,036名（うち認定専攻科修了見込者23,838名）であり（専攻分野別の申請者数及び授与者数の年次推移については資

料編（Ⅲ）の「(17) 各専攻分野の学位授与申請者数及び授与者数の年次推移」参照), また, 省庁大学校の各課程修了者に対する学位授与者数の総数は20,974名（学士が18,544名, 修士が2,052名, 博士が378名）で（各省庁大学校に係る認定課程と学位授与者数の年次推移については資料編（Ⅲ）の「(21) 大学評価・学位授与機構認定課程（各省庁大学校修了者）及び学位授与者数一覧」参照), 両者を合計した学位授与者の総数は54,010人に昇っている。

今後, 厳しい行財政の中で, 学位授与申請者に対するサービスの維持・向上に努めつつ, 既に機構創設時から検討課題とされている単位の累積のみによる学士の学位授与システムの導入も視野に入れた改善・充実をどのように図っていくかが, これからの大きな課題となっている。

表8 修得単位の審査の基準を設けている専攻の区分

審査基準を設けている専攻の区分	専門分野の名称	審査基準を設けている専攻の区分	専門分野の名称
国語国文学	文学	看護学	看護学
英語・英米文学		検査技術科学（平成5年度）	保健衛生学
独語・独文学（平成5年度）		臨床工学（平成8年度）	
仏語・仏文学（平成5年度）		放射線技術科学（平成5年度）	
ロシア語・ロシア文学（平成12年度）		理学療法学（平成7年度←「理学・作業療法学」（平成5年度）	
中国語・中国文学（平成12年度）		作業療法学（平成7年度←「理学・作業療法学」（平成5年度）	
歴史学（平成5年度）		言語聴覚障害学〔平成15年度新設〕	
哲学（平成6年度）		視能矯正学〔平成21年度新設〕	
心理学（平成5年度）		鍼灸学（平成9年度）	鍼灸学
宗教学		教育学	口腔保健衛生学〔平成20年度新設〕
教育学	口腔保健技工学〔平成23年度新設〕		
神学（平成7年度）	神学	栄養学（平成5年度）	栄養学
社会学（平成5年度）	社会学	機械工学	工学
社会福祉学		電気電子工学	
比較文化	教養又は学芸	情報工学	
地域研究		応用化学	
国際関係		生物工学（平成8年度）	
科学技術研究（平成6年度）		材料工学	
社会科学（平成7年度）	社会科学	土木工学（平成6年度）	
法学	法学	建築学（平成6年度）	
政治学	政治学	社会システム工学〔平成17年度新設〕	
経済学	経済学	芸術工学（平成8年度）	
商学	商学	商船学〔平成15年度新設〕	商船学〔同左〕
経営学	経営学	農学（平成5年度）	農学
数学・情報系（平成5年度）	理学	水産学（平成10年度）	水産学
物理学・地学系（平成5年度）		家政学	家政学
化学系（平成5年度）		音楽	芸術学
生物学系（平成5年度）		美術	
総合理学（平成6年度）		体育学（平成7年度）	体育学
薬科学〔平成22年度から「薬学」（平成9年度）を改称〕	薬科学〔同左〕		

〔 〕は、大塚地区移転後の検討による新設等の時期を示す。

表9 専門委員会の構成と部会の名称（平成11年度末現在）

専門委員会	部会の名称
文学・神学専門委員会	国語国文学部会 英語・英米文学部会 独語・独文学部会 仏語・仏文学部会 ロシア語・ロシア文学部会 中国語・中国文学部会 歴史学部会 哲学部会 心理学部会 宗教学部会
教育学専門委員会	
社会学専門委員会	社会学部会 社会福祉学部会
教養・学芸専門委員会	
社会科学専門委員会 （*社会科学に関する特別専門委員会を廃止）	
法学・政治学専門委員会	
経済学・商学・経営学専門委員会	
理学専門委員会	数学・情報系部会 物理学・地学系部会 化学系部会 生物学系部会〔総合理学部会（平成18年度新設）〕
医学・薬学専門委員会 （*医学専門委員会を改称）	医学部会 薬学部会
看護学・保健衛生学・鍼灸学専門委員会 （*看護学・保健衛生学専門委員会を改称）	看護学部会 検査技術科学部会 放射線技術科学部会 理学・作業療法学部会 鍼灸学部会（*保健衛生学部会を廃止） 〔言語聴覚障害学部会（平成13年度新設）〕 〔視能矯正学部会（平成20年度新設）〕
〔口腔保健学専門委員会（平成18年度新設）〕	（*口腔保健衛生学部会を平成22年度に廃止）
家政学・栄養学専門委員会	家政学部会 栄養学部会
工学・芸術工学専門委員会	機械工学部会 電気電子工学部会 情報工学部会 応用化学部会 材料工学部会 土木工学部会 建築学部会 応用物理学部会 航空工学部会 福祉工学部会 造形工学・芸術工学部会（*造形工学部会を改称） 〔社会システム工学（平成16年度新設）〕
農学専門委員会	
水産学専門委員会	
芸術学専門委員会	音楽部会 美術部会
体育学専門委員会	
商船学・海上保安専門委員会 （*海上保安専門委員会を改称）	

〔 〕は、大塚地区移転後における新設等の時期を示す。

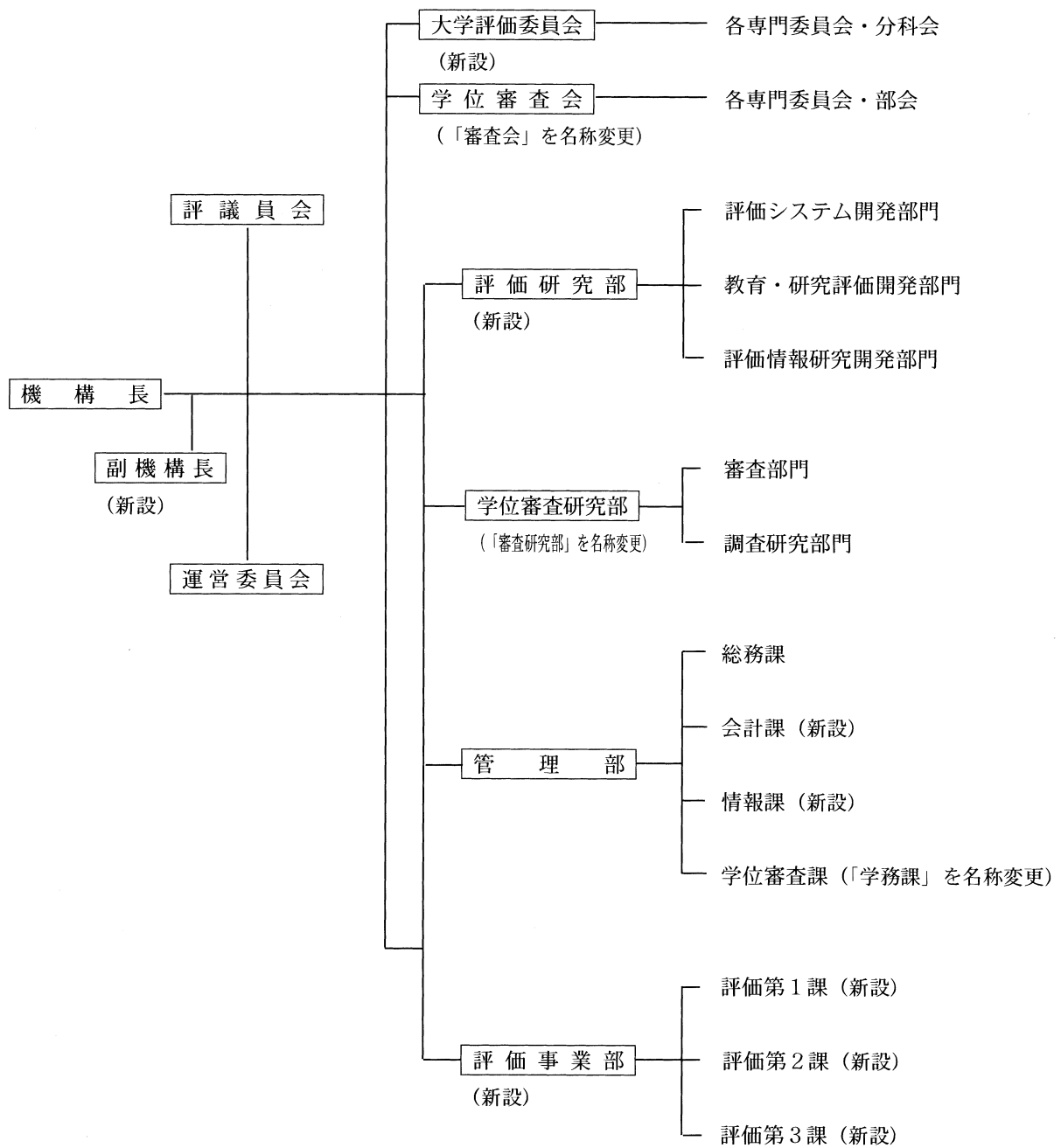
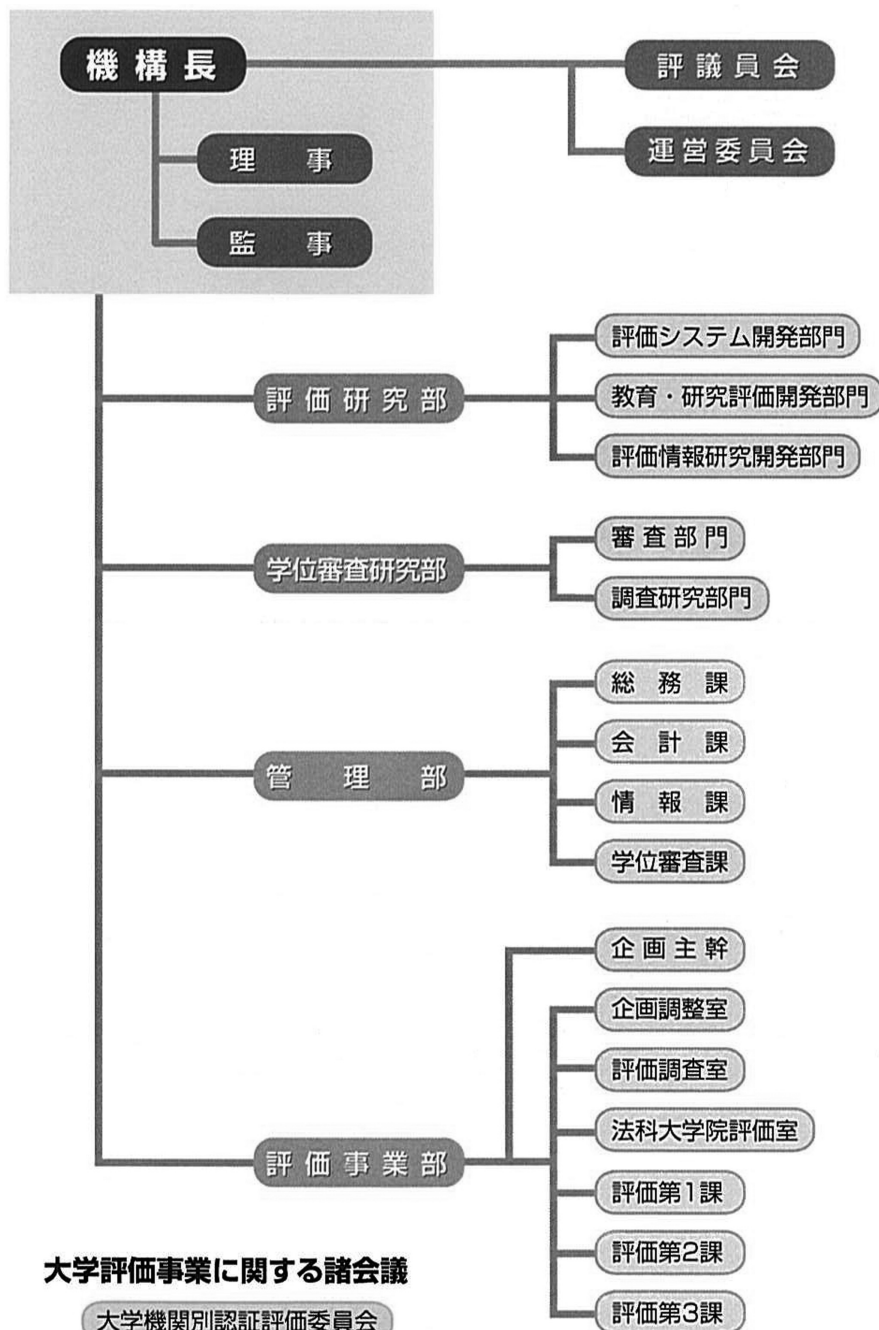


図3 平成12年度の大学評価・学位授与機構の組織



大学評価事業に関する諸会議

- 大学機関別認証評価委員会
- 短期大学機関別認証評価委員会
- 高等専門学校機関別認証評価委員会
- 法科大学院認証評価委員会
- 国立大学教育研究評価委員会

学位授与事業に関する諸会議

- 学位審査会

図4 平成16年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構の組織体制